

草創期のマーチャント・バンカーと 原生的為替決済メカニズム

——「ヨーロッパ國際為替決済地」
としてのシャンパーニュ大市と関連して——

徳永正二郎

はじめに——中世型為替決済システムの歴史的三段階

中世後期から近世初頭にかけてヨーロッパで経済的勢力を誇ったイタリア人マーチャント・バンカーは、中世型為替決済システムの発展段階に対応して、三つの歴史的段階に分けて考察する必要がある。

第一段階は、12世紀末から13世紀に草創期のマーチャント・バンカーで、原生的国際決済メカニズムが創出された時期である。

貿易商人は、自身は出資者として本国にとどまる一方で、現地に出向く商人を委託代理商（貿易業務執行者）として雇用し、シャンパーニュや地中海地方の商業中心地で商品取引をおこなった。また、この国際通商と関連して、彼らは、外国で商品を購買する時には、輸出商人の商品を担保として預かるか、輸出商人とその委託代理商をともに債務者として、貨幣を貸し付け、出向いた先の商業中心地で返済を受けた。つまり、為替契約によって貿易（輸入）資金を国際的に移転していた。

為替契約は、ジェノヴァで12世紀後半当時、預託された貨物を担保とする担保型為替契約という姿であらわれた。シャンパーニュから織物を仕入れ、

それを地中海地方に販売するキャラヴァン商人（輸出商）が、地中海・オリエント产品を独占的に取り扱っていた大貿易商に貨物を預託し、後者は、自分のパートナーである委託代理商を通して地中海地方の商業中心地で販売した。一方、大貿易商は、貨物を受託したときに、貨幣を前貸しし、受託貨物の売上金で返済を受けた。外国の商業中心地に出向く、彼の委託代理商は、その返済金で地中海・オリエント产品を購入した。

同じことは、シャンパニユで地中海・オリエント产品を販売する大貿易商とシャンパニユで織物を購入するキャラヴァン商人との間でもおこなわれた。前者から地中海・オリエント产品を預託された後者はシャンパニユの大市で支払を受けるという約束で前者に貸付をした。

したがって、ジェノヴァにおけるキャラヴァン商人（織物商）と大貿易商（地中海・オリエント产品取扱商）との間には、相互に貨物を担保とする貸付がおこなわれ、相互信用のシステムが形成されていた。

13世紀にはいると、担保型為替契約は、支払保証型担保契約に変化した。ジェノヴァで織物を加工して地中海地方に再輸出する織物取扱商が台頭するなかで、彼らは、地中海に輸出する織物を自身の委託代理商（アコメンダチオ契約で雇用した旅商）に託して販売するようになった。その際、ジェノヴァで資金を貸し付け、地中海の商業中心地（たとえばシリア）で返済を受ける大貿易商（地中海・オリエント产品取扱商）は、資金の借り手（織物取扱商）だけでなく、彼の貨物を現地で販売する委託代理商も同時に「債務者」であり「支那人」とする為替契約を結んだ。これが支払保証型為替契約である。

この時期、イタリア北部のシエナやピアチェンツァの商人は、イタリアだけでなく、マルセーユなどフランス南部の商業中心地で為替契約を結んだ。とくに、シャンパニユの大市では、そこに集積された商品を売買した際に、両替商の面前で売り手と買い手は債権と債務を確認し、帳簿に記載された債権は別の債務と振替相殺された。これはシャンパニユ独自の帳簿振替、新しい決済手法であった。また、相殺された後の債務残高は次の大市に繰り越された。

シャンパニユの大市で大市と大市との間の繰越決済がフランス王フィリップ・オーギュスト（Philip Augustus）によって容認されたのが1209年で

あった。1222年にはシエナの商人に金融業務が認可された後、イタリアのマーチャント・バンカーは金融業務を行う権限を認められ、商品売買から発生した債権・債務、為替契約から生じた債権・債務の振替決済と大市間繰延決済だけでなく、為替契約を使った為替資金の移転と調整、さらには王侯・貴族・聖職者に対する貸付を行った。

13世紀後半には、シャンパニュの大市は、イタリアやフランス南部だけではなく、フランドル地方や南ドイツとも為替契約で結ばれるようになったので、「ヨーロッパ国際為替決済地」（ゴールトシュミット）とよばれるにふさわしい役割を果たした。ここには、原生的であるが、ヨーロッパ的規模の国際決済メカニズムが誕生していた。

第二段階は、14世紀から15世紀にかけて国際商業の国際的ネットワーク——本支店間ネットワーク——を形成した躍動期のマーチャント・バンカーである。彼らは、商業ネットワークの形成にともなって、為替契約（公証形式の他所払貨幣契約）を支払指図式の為替手形に変容させた。もちろんその背後には、債務者は債権者による支払指図を引き受けなければならないという為替手形の引受義務、および名宛人によって為替手形の引受（支払）が拒絶された場合には振出人に弁済する義務があるという商慣習法の発達があった。しかし、これら商慣習法は、実質的に支払指図書による為替のシステムができあがった段階で、それを最終的に補完するために政治的支配層が行った政策的対応であった。

この時期のマーチャント・バンカーは、国際的な本支店ネットワークを駆使して為替と貸付業務に専念する為替銀行家であった。国際間の商品取引を為替手形でおこなう商人に、手形の引受をし、振り出された為替手形を買い取る為替取引業者としての性格を鮮明にしたが、それは一方で銀行家として預託金を受け入れ、貸付業務をおこなっていた。さらに、本支店ネットワークで展開される為替の裁定取引は利潤を生み出す打出の小槌でもあった。

第三段階は、16世紀から17世紀にあらわれた。彼らは為替取引業者として中世的システムに基盤に多角的なヨーロッパ為替市場を創設し支配した完成期のマーチャント・バンカーである。この最終幕に登場するマーチャント・バンカーこそ、中世型為替決済システムを確立し、その歴史的金字塔を建て

た立役者であった。フランスの専制君主と組んで、フィレンツェのマーチャント・バンカーは、リヨンに国際為替決済大市を組織し、固定した相場システムの下でヨーロッパ隔地間の裁定取引を積極的におこなった。

以上述べたことを、為替そのものの発展に焦点をあてて見直すと、中世的国際為替システムが発展する三つの段階は、(1)公証証書形式の他所払為替契約によって貿易資金を国際的に振り替えた時期、(2)支払指図書としての為替手形が形成され、マーチャント・バンカーの国際ネットワークで資金の貸付と振替がおこなわれた時期、さらには(3)諸国の為替債権をリヨンの国際為替決済市に集約し、リヨンと諸国の商業・為替中心地との間に基準相場を形成し、商取引や資金の貸付にもとづいた為替取引だけでなく、為替裁定取引を積極的に行なった時期であった。

これら三つの歴史的段階のもとで為替の形態や為替による金融決済のシステムに変容がみられた。かつ、ギルド組織の中で為替業務を独占的に取り仕切ったマーチャント・バンカーの性格にも変化がみられた。第一段階では、マーチャント・バンカーは商人資本家（貿易業への出資者）という性格を鮮明にして為替業務を遂行していたが、第二段階すなわち国際的商業金融ネットワークをもった段階では、自己勘定による取引以上に他の商人にたいする為替業務や王侯貴族などに対する貸付が大きな意味を持つようになった。第三段階は、貿易よりも為替裁定取引で巨利を稼ぐ商人資本家の姿がより鮮明となつた。

このように、シャンパーニュからリヨンへの長い道程は、原生的な国際為替システムが中世的な金字塔、すなわち貿易取引と相対的に分離した多角的決済システムへと導いた。貿易から生まれた国際為替決済システムが貿易そのものから遊離していく過程は、同時にマーチャント・バンカーの属性を、商人資本家（貿易事業の出資者）から為替銀行業者に変質させる道筋であった。そして、彼らは最終的には為替裁定業者として金融的利殖に全身全霊を投入した。このとき、新興の商人勢力が台頭し、結集したアントワープやアムステルダムでは、世界の商品を集積し、それを決済の連鎖で処理する新しい手形譲渡の手法が創りだされ、新しい国際決済システムとして形成され、確立されていった。

本稿の第一の目的は、為替契約の本質とその形態的進化を分析する一方で、シャンパニュの大市を核に形成された原生的なヨーロッパ為替決済メカニズムを解明することにある。

また、13世紀のシャンパニュの大市を軸にした国際的な為替決済のメカニズムが16世紀にリヨンの国際為替決済市を中心としたシステムに転換する媒介環、すなわち14—15世紀に出現したマーチャント・バンカーの本支店ネットワークを分析する材料を見つけだす作業も重要である。それゆえ、第二の課題として、シャンパニュの大市とそれを取り巻く周辺の為替契約業務の中に、次の段階へ移行する足がかり、すなわちマーチャント・バンカーの本支店ネットワークが形成される契機と彼らの為替業務が変容していくプロセスを追求したい。

1 12世紀後半のジェノヴァにおける信用取引と担保型為替契約 ——為替契約における貸付の意味と支払保証としての商品「担保」

1.1 海上貸付における商業資本家と委託代理商 ——「出資と事業活動との分離」

為替取引の起源はイタリア商人がシリアなど地中海地方の遠隔地と取引をするさいに利用した為替契約にあった。この契約では、公証人の前で、外国の商業中心地で商品を購入する輸入商が、同じ中心地で商品を販売する輸出商から貨物を受託し、その見返りに資金を貸し付けた。貸付資金は、輸出商から預かった貨物の売上金で返済された。つまり、為替契約は、商品取引の目的地に向かう輸出業者のパートナーにその地で貸し手の代理人に返済をするという条件で、貨幣の貸借をする契約である。もし目的地で返済されなかつた場合には、貸手は借手に貸し付けた資金の弁済を請求することができた。この公正証書の姿をした遠隔地支払条件つき貸借契約が為替手形の歴史的出発点であり、したがってこの契約に最初に着目したゴールトシュミットは原為替すなわち為替の原始的形態とよんだ（注1）。

（注1）拙著『為替と信用——国際決済システムの史的展開』新評論、1976年、第1章

12世紀後半に地中海貿易で一般的となつた海上貸付は、共同出資方式で、ヴェネチアではコムメンダ (*commenda*)、ジェノヴァではソキエタス (*societas*) とよばれた。このような共同出資は通常双務的コムメンダといわれ、本国にとどまる商人資本家（シニア・パートナー）は出資金の3分の2を、実際に現地に出向く業務執行員（ジュニア・パートナー）は3分の1を出資し、リスクと収益を分けあつていた。

ところが、12世紀の第3四半世紀になると、パートナーシップにおける機能が完全に分化した契約、すなわち出資者としての商人資本家と業務執行者としての委託代理商（factor）とに特化したアコメンダチオ契約があらわれた。これは1154年—64年のジェノヴァ古文書に存在し、1179年以降シリア貿易では急速にソキエタスにとって代わった（注2）。

ジェノヴァではアコメンダチオ (accomendatio)、ヴェネチアではロガディアといわれた新しいタイプの海上貸付契約で、商人資本家のみが出資する片務的出資方式、すなわち片務的コムメンダといわれている。シニア・パートナーが無機能資本家として全面的に出資する一方で、実際に貿易業務に従事するジュニア・パートナーは、なんらの出資もしないで、貿易のエキスパートとしてその業務にひたすら専念するだけであった（注3）。

「中世における商取引方法と為替取引の変遷」。なお、「為替の起源と初期預金銀行——国際通貨システムの歴史と論理（II）」『経済学研究』（九州大学）66-3（2000年）では、為替=海上貸付起源説と為替=両替商による信用取引説として、ゴルトシュミットとシャオベ（19世紀末）とセユウ対ド・ローヴァー（20世紀20年・30年代）の論争を紹介している。

今日では、ファヴィエやブワイエ=デレプラス=ジラールの研究にみられるように、為替=海上貸付説が一般的である。Jean Favier, *De l'or et des épices: naissance de l'homme d'affaires au moyen âge*, Paris, 1987, p.274-278 (『金と香辛料——中世における実業家の誕生』春秋社, 1997年, 337—340ページ); Marie-Thérèse Boyer, Xambeu Ghislain Deleplace et Lucien Gillard, *Monnaie privée et pouvoir des princes: l'économie des relations monétaires à la Renaissance*, édition du CNRS, Paris, 1986, p.30-32.

(注2) E. H. Byrne, "Commercial contracts of Genoese in the Syrian trade of the twelfth century," *The Journal of Economics*, vol.31, 1916, pp.153-154.

(注3) P. S. Lopez and I. W. Raymond, *Medieval Trade in the Mediterranean*

イタリア商人の貿易事業形態の変化、すなわちそれまでおこなわれていた双務的コムメンダからあたらしい片務的コムメンダへの変容は、シニア・パートナーとジュニア・パートナーとの関係を、共同出資者ではなく、出資者である貿易商人とその業務を代行する委託代理商という完全な機能の分化としてとらえなければならない。あたらしいパートナーシップは、出資をする商人資本家と実際に貿易活動に従事する業務執行者との関係、いいかえれば「出資と事業活動との分離」をあらわしていた。

片務的コムメンダすなわちアコメンダチオ契約における出資者と業務執行者との関係をセユウ (A.-É. Sayous) は、次のように説明している。

「(13世紀後半の) ジェノヴァとマルセーユでは、共同事業者は、《対外》交易のなかで旅をする委託代理人 (agents-représentants) として、あるいは部分的に出資する副次的商人資本家 (semi-commerçants) から特殊でかつ短期の共同事業者 (commandites spéciales et courtes) としてあらわれた。つまり、商人というだけでなく、冒険心に富んだ精神をもつ資本家にも通ずる委託代理商 (négociants-commissionnaires) に似ていた」(注4)。

出資者と業務執行者が分離する共同事業（片務的なコムメンダ）は、しばしば委託契約とよばれる。たとえば、リトルトンは業務執行組合員であるジュニア・パートナーをはっきりと「利益分配にもとづいた委託代理商」と位置

World: Illustrative documents, translated with introduction and notes, Second ed., 1961, p.174 et seq.

一般的には、双務的コムメンダも、片務的コムメンダも、ともにコムメンダと総称されたが、その内容には決定的ともいえる差がある。詳しくは、拙稿「為替の起源と初期預金銀行——国際通貨システムの歴史と論理 (II)」『経済学研究』(九州大学), 第66巻第3号(2000年), 第2節「貿易事業の形態変化と為替契約(原為替)の誕生」を参照。

(注4) A.-É. Sayous, "Les mandats de Saint Louis sur son Trésor et mouvement international des capitaux pendant la septième Croisade (1248-1254)," *Revue historique*, tome 167, 1931, p. 259.

本稿で、私はアコメンダチオ契約におけるジュニア・パートナーをここでは委託代理商とよぶ。それはセユウの定義に依拠している。

づけた(注5)。このことは、ユヴラン、バーン、グラスにもはっきりと認識されていた。シニア・パートナーは本国にとどまる貨幣あるいは商品の提供者(出資者)であり、ジュニア・パートナーは前者の代理人(supercargo; factor)として外地に旅をする業務執行者であった(注6)。いいかえると、アコメンダテチオなど片務的コムメンダは本国にいる商人(出資者)と旅商との間に形成されたパートナーシップの中で最も発達した形態であった。つまり、それは双務的コムメンダのような共同出資契約ではなく、実質的に出資者が商業活動を事実上放棄し、それを委託代理人に委ねた委託販売(購買)の契約であった(注7)。

(注5) リトルトン(A. C. Littleton)によると、コムメンダ契約における業務執行組合員(旅商)は「より正確には今日的用語で利益配分にもとづいた委託代理商(consignment agent upon a profit-sharing basis)といえる」(A. C. Littleton, *Accounting Evolution to 1900*, (first ed., 1933), reprinted ed. with a new foreword by V. K. Zimmerman, Alabama, 1981, p.37)。

(注6) P. Huvelin, *Quelques données nouvelles sur les foires de Champagne*, p.337 et seq.; E. H. Byrne, "Genoese trade with Syria in the twelfth century," *American Historical Review*, 1920, p.136; N. S. B. Gras, *Business and Capitalism: An introduction to business history* (First ed., 1939), reprinted ed., 1971, p.68.

(注7) バーン(E. H. Byrne)は、アコメンダチオのジュニア・パートナーを委託代理商(factor)と表現している(E. H. Byrne, "Commercial contracts of Genoese in the Syrian Trade of the twelfth century," *The Quarterly Journal of Economics*, vol. 31, 1916, pp.128-170)。

英国法制史家、ホールズワース(W. Holdsworth)は、商慣習法(law merchant)の代理権(agency)に関する章で、委託代理商(factor)は「商人の証書(letters)によって創出され、代理業務に関する給与あるいは支給金(salary or provision of factorage)を受け取る。……委託代理商は彼の委託権を超えて引き起こした損失に答える義務がある」という17世紀の商人マリーンズ(G. de Malynes, *Consuetudo vel Lex Mercatoria, or Ancient Law-Merchant*, 1622)の見解を引き合いに出して、出資をする商人と委託代理商との間では、委託権の枠内で実際の具体的な業務に関する説明する責任があったと指摘している(W. Holdsworth, *A History of English Law*, vol. VIII (first ed., 1925), London, reprinted ed., 1966, p. 226)。

マリーンズがいう商人と委託代理商の関係は、当時の英国では余り見かけられ

1.2 為替契約と結びついたアコメンダチオ契約：為替資金の取立・支払における本人＝代理人関係

——「担保型」為替契約とフーヴァーの定義

現存する古文書では、1154–64年にアコメンダチオがあらわれたといわれる。すでにその早い時期に為替契約と結びついたアコメンダチオ契約がみられた。

ジェノアの資産家で、船主であり、為替資金の貸付もしたサラフィ (Ribaldus Saraphie) は、時には出資者とパートナーシップを組んで委託代理商 (factor: facteur; commission merchant: négociant-commissionnaire) としても行動した。彼は通常の委託代理商とはちがって、ジェノヴァに留まって買い入れをする出資者（商人資本家）でもあったが、その一族は、地中海・オリエント产品取扱商の中枢をなしていた貴族や上層の貿易商のように純粹な商人資本家ではなかった。彼は、ジェノヴァで織物商にシリアで返済うけるという条件で貨幣を貸しつけ、為替契約を締結したが、一方でその借り手（織物商）とアコメンダチオ契約を結び彼の委託代理商としてシリアに出向いた。

1157年、彼は、4分の1の利益配分を受けるという条件で、織物商ランカルドゥスが出資した織物を積んでシリアに出かけた。そのとき自身の投資資本はまったく持ち込まなかつたが、50パーセントの金利でシリア到着後1か月以内に貸付金の返済を受けるか、その返済がジェノヴァに帰還した時であれば100パーセントの金利を受けとるという契約を結んでいた（注8）。

この後者の契約は、織物商と交わしたアコメンダチオ契約（販売委託商として4分の1の利益配当を受け取るという、本来の委託代理商としての契約）

なかつたというが、通常の代理人と異なるこのような委託代理商の特異性は、実質的な貿易業務を彼の判断で行っていたからであろう。アコメンダチオの場合、委託代理商（ジュニア・パートナー）は「給与あるいは支給金」ではなく、配当分配を受けるわけであるが、商品の販売・購買については彼の判断にもとづいて行なわれたと考えられる。それは委託販売・購買にもとづいた今日の商社取引と似たものであったろう。

(注8) E.H. Byrne, "Commercial contracts of Genoese in the Syrian Trade," *op. cit.*, pp.154–155.

とは別の契約、すなわち為替契約を意味している。サラフィは、ジェノアでこの織物商とシリア返済（1航海50パーセントの金利）あるいはジェノヴァ帰還時の返済（往復2航海100パーセントの金利）という条件で、貨幣の貸付をしていた。また、委託された商品の売上金で貸付金の返済を受け、それをシリアにおける投資資金（購入資金）に当てた。

為替契約の一般的な貸付金利はもちろん定かではないが、初期の為替契約でみられた徴利（1航海あたり50パーセント、往復（2航海）では100パーセント）というのはやはり法外で、12世紀後半には通常片道10パーセントであった（注9）。これらの金利はもちろん為替相場の計算のなかに隠されていたが、この二重の金利はシリアで委託荷を販売して手に入れる売上金がジェノヴァでの貸付金に満たない場合に貸付金の残金とその利子をジェノヴァで受け取るということを意味していた（注10）。

フーヴァーは、この為替契約を海上貸付の姿をまねた他所払貨幣貸付、すなわち「担保型」海上貸付（*pignus type of sea loan*）」よんでいる。

説明を読むかぎりでは、「担保」型海上貸付とは、サラフィのように自身地中海・オリエント産品を取り扱う商人資本家（出資者）でありながら、織物商とアコメンダチオ契約（注11）を結び、販売委託代理商として外国に赴く商

(注9) R. L. Reynolds, "Genoese trade in the late twelfth century, particularly in cloth from the fairs of Champagne," *Journal of Economic and Business History*, vol. 3, 1930-31, p.375.

(注10) ド・ローヴァーが偽装為替の証拠とした当時の為替契約の特性——外国と本国という返済地の重複——は、外国で手にする売上金で返済するという条件で貸付契約が行われる、すなわち売上の額が未だ確定できない状況にあわせて、不足する返済額に対応したもので、外地で返済が行われなかつたのではない。売上金による返済金が不足する場合、船が難破した場合、支払をする代理人に遭遇できなかつた場合など現実に発生するさまざまな事態を想定した、現実の貸付契約にとって不可欠の要素であったといえる。

ド・ローヴァーの為替契約＝偽装貸付説については、別稿の「研究ノート」で触れる。

(注11) 織物商の貨物はサラフィによって委託販売されたが、これは共同事業としてのアコメンダチオとは区別される預託（*depositum*）としてのアコメンダチオ、つまり、商品資本の預託と考えたほうがよい。なぜなら、織物商とサラティとは独立

人が主役として舞台の上にあらわれた。彼は、委託代理商として織物商から委託荷を受け取る一方で、委託人である織物商と別個の為替契約、すなわち現地で返済を受けるという条件で貨幣を貸し付けた。つまり、為替資金の貸し手である商人資本家（地中海・オリエント産品取扱商）は、借り手（織物商）から販売を委託された貨物を貸付金の「担保」として占有した。この意味で、フーヴァーはこれを「担保」型海上貸付と名づけているが、この契約は海上貸付ではなく為替契約である。ここでは、このタイプの為替契約を、輸出商品を実質的に「担保」とした為替契約という意味で、担保型為替契約とよぶことにする。

ところで、担保型為替契約は実際の貿易活動とどのように関係していたのであろうか。

フーヴァーはいう。――

「本源的海上貸付 [アコメンダチオ契約] では、貸付契約の目的は海外で冒険的事業活動を行う商人に資金を供与することにあった。第二の

した商人資本家（出資者）相互間の商品（あるいは商品資本）の代理販売契約であり、通常の出資者と商事業務執行者とが共同事業として行う出資者＝委託代理商の関係とは異なるからである。とりわけ、サラフィが委託販売行為をおこなうのは、その委託荷を担保とすることによって、ジェノヴァで貸し付けた資金をシリアルで確実に回収するためである。つまり、代理で販売することではなく、委託荷を支払いの担保として保有することが主目的であった。（預託については、本文103ページ（注25）に記したロベツ＝レイモンドの見解を参照されたい。）

なお、ここで共同貿易事業である委託代理業務と預託としての委託代理業務について、触れてきたい。

代理人に委託して商品を売買する委託販売は、基本的には、出資者と貿易業務執行者が分離するアコメンダチオ契約（片務的コムメンダ），すなわち資本を全額出資する商人資本家と委託代理商 (*fattori*; *factor*; *facteur*) との関係のなかでおこなわれる。委託代理商は、出資者である商人資本家の意に沿って、商品の販売先あるいは購買先で自分が本人であるかのように顧客と応対する。その意味で、アコメンダチオ（片務的コムメンダ）も、共同出資事業であるソキエタス（双務的コムメンダ）と同じように、パートナーシップにもとづいた共同事業であった事実、アコメンダチオ契約で委託代理商が受け取る報酬は手数料ではなく、出資者との間で収益が配分された。

ケース 「[「担保」型海上貸付, すなわち担保型為替契約] では, 貸付の目的はそのような冒険事業を行おうとしている商人が海外でまったく冒険事業を行わない商人に貸付を認めることである。海上貸付のやり方とは逆の巧妙な手段によって, それは海上商業だけでなく, 陸上商業でも同じように高利禁止法をすり抜けることができた。

この第二のタイプの海上貸付は, 次のように考えれば理解しやすい。借り手は, いつも英國, フランス, ベルギーあるいはその他の地方で毛織物ないしは他の財を手にしている交易者から [シャンパーニュの大市などで間接的に] 購入するか, 直接これらの商品を買いとった商人であり, 貸し手はいつもシリア, シシリー, アレクサンドリア, その他の地域に商業的航海をしようとしている商人である。この想定は, そのような取引が日常的であったから, 合理的なものである。現金を必要としている商人はいつも担保とする商品 (*pignus*) をもち, その価値はすぐなくとも貸付金に利子を付加した額に等しかった。貸付の条件は貸し手が彼の手許に担保を保管し, もし貸し手が出向く港に到着したときに返済できなければ, 担保として保管された商品は貸し手によって販売され, 貸付金に約定された金利を加算した額が彼によって差し引かれた。資金の借り手は, 担保とされた商品の所有権者であったから, 残余の金額は彼に返還されることになっていた。担保とされた所有物の販売からえられる額が [貸付金より] 不足する場合には, 貸し手がジェノヴァに帰港したときに借り手から弁済を受けた」(注12)。

ここで為替契約における借り手といわれているのは, フランドルで直接織物を仕入れてジェノヴァに赴く北フランスのアラス (Arras) の商人か, あるいはシャンパーニュなどの国際大市で間接的にそれらの織物を仕入れるアステイなど北イタリアの商人である。彼らは, ジェノヴァで地中海・オリエント産品を取り扱うジェノヴァの貿易商に織物を預託し, その織物の販売先で支払うという約束の下で, 織物の販売価格 (そのなかには金利分も付加されていたが) に相当する資金を前貸した (注13)。

(注12) *Ibid.*, pp.510-512.

ところが、為替資金の貸し手は、サラフィのような委託代理商を兼任する商人資本家ではなく、地中海・オリエント産品を取り扱う大貿易商社であった。貿易商自身がジェノヴァの貴族の身分であったか、貴族をパートナーする大貿易商人として君臨しており、彼らは貿易業務を執行する委託代理商を介して地中海地域で交易をした。つまり、彼ら大貿易商は、サラフィのように実際に航海をする旅商ではなく、たんなる出資者、つまり商業機能を喪失した商人資本家として、本国にそのまま留まっていた。

たとえば、1154年から1164年までの10年間のシリア貿易の大部分は、5大商社、ヴェンティ (Venti) 商会、デラ・ヴォルト (della Volte) 商会、フィラルディ (Filardi) 商会、およびマローニ (Malloni) 商会がその支配下においていた(注14)。したがって、上に紹介したサラフィのように出資者である商人資本家自身が委託代理商と同じように現地に出かけて商取引を遂行する例は、一般的ではなかった。

それゆえ、フーヴァーが、「担保」型海上貸付、すなわち担保型為替契約では、「貸付の目的はそのような冒險事業を行おうとしている商人が海外でまったく冒險事業を行わない商人に貸付を認めることである。海上貸付のやり方とは逆の巧妙な手段によって、それは海上商業だけでなく、陸上商業でも同じように高利禁止法をすり抜けることができた」というとき、二つの検討すべき問題が残されている。

ひとつは、為替契約で貸付をする主体の問題である。彼らは、地中海地方に直接赴く旅商（貿易業務を執行する商人）ではなく、ジェノヴァに商人資本家として滞在する貿易商である。たまたまサラフィは、商人資本家の機能と委託代理商としての機能を兼ね備えていただけあって、為替契約の貸付者としての機能は、旅商としてではなく、商人資本家（出資者）の属性として理解すべきである。

(注13) R.L. Reynolds, *op. cit.*, p.372 et seq. 及び “Merchants of Arras and the overland trade with Genoa. Twelfth century,” *Revue belge de philologie et d'histoire*, tome ix, 1930, pp.495-533.

(注14) E. H. Byrne, “Commercial contracts of Genoese in the Syrian trade,” *op. cit.*, p.140.

いまひとつは、為替契約における資金の貸し手であるサラフィの目的は、ジェノヴァで貸し付けた資金をシリアで商品を購入するために現地のビザンチン貨を受け取ることであった。サラフィが片道50パーセントの利子を手にしたということで、徴利行為の側面だけが浮き立ってみえる。だが、これは後（注16）で説明するように、委託商品の販売手数料を含むものと考えられるし、実際為替契約が一般化した段階では、10パーセントの利子が徴収されていたにすぎない。これらの事情を考えれば、為替契約を「海上貸付のやり方とは逆の巧妙な手段によって、それは海上商業だけでなく、陸上商業でも同じように高利禁止法をすり抜ける」貸付の手法（単純な徴利行為）と断定することはできない。

1.3 國際通商における信用メカニズムと為替契約

——フーヴァーの見解にある問題点

フーヴァー（C.B. Hoover）は、地中海・オリエント産品を取り扱うジェノヴァの貿易商と北フランスあるいは北イタリアの織物取扱商との間に行われる為替契約を、輸入先に出向く旅商と担保に供する商品を所有する商人資本家との間の貨幣的貸借関係と考え、外地で外貨によって返済される資金の貸付を徴利行為と規定した。

為替契約とは、輸出側からみれば商品の積み出しとともに商品に投入した資金（商品資本）を借入金の形で回収し、その返済を外国の商業中心地あるいは国際大市で得た売上金で行う操作であった。他方、輸入側からみれば、外国で商品を購入する資金を送金することなく、現地で調達する手段である。

これは、近代の外国為替手形の割引——輸出商品あるいはその所有権を担保とする輸入者側による輸出側への資金供与と形態的には類似していた。このような金融取引によって、輸出者である借り手は輸出商品の代金を早期に回収し、輸入者である貸し手は輸入先で現地貨幣で購買資金の調達できる便益を享受した。

商品の輸出金融——すなわち商品購入に投下された資金を積み出しの時点で回収する金融操作——が、同時に貸し手である輸入商にとっては、現地で現地貨幣を購入資金として調達する手段でもあった。この為替契約の特性は、

さきにサラフィのような商人資本家兼委託代理商という特殊な立場の商人だけでなく、むしろそれ以上に、代理商を雇用して貿易活動を営む大貿易商者（出資者としての商人資本家）にとって魅力ある便法であった。

ところが、フーヴァーは、現地での為替資金の返済を遊休資本の活用と考えた。彼によると、「海上貸付の貸し手は通常彼らの資金が遊んでおり、利子を生まないということに異常なほど気を配っていた。一定の期間〔外国に〕出かけることになっている商人すなわち船乗りに投資資金が貸し付けられる時には、その貸付資金が、ジェノヴァではなく、商人が出向く国で、貸し手〔輸出側商人資本家〕が特定した代理人 (*certo misso*) 〔つまり、為替契約の貸し手である輸入側商人資本家あるいはその彼に雇用された委託代理商〕に払い戻されるのが通例であった」（注15）。

つまり、ジェノヴァで貸し付けた貨幣資本が遊休状態になることを当時の商人資本家は苦慮したがゆえに、貸し付けられた貨幣資本は利子を生み、外国に出向く商人あるいはその代理人（委託代理商）は現地で貸付金を回収し、商人の購買に投入した、というのである（注16）。

だが、地中海地方で織物を販売する際におこなわれた、ジェノヴァの巨大貿易商と北フランスあるいは北イタリアのキャラヴァン商人との間の為替取引が、ジェノヴァとシャンパニュの大市との間では、まったく立場を換えて遂行されていたことをフーヴァーも承知していた。つまり、フランドルの

(注15) C. B. Hoover, "The sea loan in Genoa in the twelfth century," *The Quarterly Journal of Economy*, vol. 15, 1925-26, p.506.

(注16) この前貸資本の遊休を避けるために、サラフィは前貸をした輸出者から輸出品を担保として受け取るだけでなく、その担保品を販売する販売代理人として報酬を受け取った。片道50パーセント（通常は10パーセント）という法外な利子には、本来の貸付金に対する利子と販売代理人としての報酬とが混在したものであった。

輸出商品資本の出資者である商人資本家は、商品の販売を委託する委託代理商に、輸出貿易を代行するアコメンダチオ契約の分配利益だけでなく、特定の代理人 (*certo misso*) に為替契約で貸し付けた資金の取立を代行させる報酬として、返済金額の50パーセント程度（1航海あたり）をあたえた（*ibid.*）。この返済手数料はさきのサラティがシリアで受け取る金利と同額である。つまり、為替契約にともなう金利は実質的に委託代理商の返済手数料であった可能性がある。

毛織物を地中海地方で販売しようとするキャラヴァン商人と、同じく地中海・オリエント産品をシャンパニュやフランドルを介してヨーロッパの北の地方に売りさばこうとするジェノヴァの貿易商は、次の第2節でみるように、お互いに商業信用を供与しあっていたし、それぞれ相手から委託荷として預かった商品を担保として貨幣的前貸をしてもいた。

担保型為替契約は、委託された貨物を担保として、シャンパニュの大市あるいはシリアなど地中海地方の商業中心地で返済をする貨幣的前貸であり、それが相互前貸のシステムとして展開されたので、前貸資本の遊休化という事態にはならない。つまり、担保型為替契約が遊休状態の貨幣資本に利子を生ませる手段、徴利行為と規定するフーヴァーの見解には定義上の狭隘さを感じられる。

フーヴァーが見逃していたのは、北の織物を運ぶキャラヴァン商人と地中海・オリエント産品を持ち込むジェノヴァの貿易商との間に作り上げられた相互信用のシステムである（次の1.4を参照）。担保型為替契約はそのような相互信用メカニズムの中に位置していた。また、為替資金の貸し手が委託荷を担保としたのは、貸付金の支払を一般的に保証するためではなく、貸し手が出向く外国の商業中心地で確実に支払を受け、商品を購買する外国の貨幣を手にするためであった（この点は第2節、2.2を参照）。

担保型為替契約を、地中海地方とシャンパニュの大市とを結ぶ二つの相反する商品の流れ——すなわち、一方のフランドルの織物と他方の地中海・オリエント産品の流れ——の中で形成された相互信用供与のメカニズムの中で眺めるとき、そこには「徴利行為」という狭い規定性は力を失うことになるであろう。なぜなら、そのメカニズムには、一方で利子を得ても他方でその利子を喪失するという相殺のプロセスがあるからである。

1.4 担保型為替契約と双方向の信用

——12世紀後半のシャンパニュ＝ジェノヴァ＝地中海を巡る相互 信用システム

(1) シャンパニュ＝ジェノヴァ＝地中海を結ぶ二組の商人資本家

ジェノヴァの貿易活動は、地中海・オリエントの産品を購入してシャンパー

ニユ大市に向けて販売する地中海・オリエント産品取扱商（以下地中海貿易商とよぶ）とシャンパーニュからフランドルの織物をジェノヴァに運搬して地中海地域に販売する織物商によって展開された。前者は貴族あるいは貴族とパートナーを組む商人が組織する大貿易商社であり、12世紀後半には地中海・オリエント産品の取り扱いをほぼ独占していた。

それにたいし、後者の織物商は、12世紀後半にはイタリア北部のアスティ（Asti）の商人などジェノヴァの外延部に本拠をもつ北イタリアやアラス（Arras）など北フランスの商人で、フランドルの織物を持ち込むキャラバン商人であった。織物商であるキャラヴァン商人も、ジェノヴァに長期間滞在する出資者（無機能商業資本としての商業資本家）とシャンパーニュとジェノヴァとの間を旅行する委託代理商とに分化していた。たとえば、シャンパーニュとジェノヴァを結ぶ交通の要衝であった都市、アスティの商人資本家は、12世紀末には40家族近く存在したといわれるが、その多くは貴族階級であり、一年のある時期をシャンパーニュで過ごすだけで、ジェノヴァでの取引などは委託代理商など商取引上の仲間（associates）に委ねていた（注17）。12世紀末から13世紀にかけてジェノヴァの織物加工業者を傘下におさめる織物取扱商が台頭してきたが、彼らは積極的にアスティの商人資本家と共同で事業活動をし、為替取引をするマーチャント・バンカーとして台頭していった（注18）。

(注17) R. L. Reynolds, "Genoese trade in the twelfth century, particularly in cloth from the faires of Champagne," p.374.

このような代理人（associates）を雇用した織物取引は、シャンパーニュの大市で織物を購入するアスティなど北イタリアの商人だけでなく、フランドルから直接織物を購入してジェノヴァで販売する北フランスのアラス（Arras）のキャラヴァン商人にも共通したものであった（R. L. Reynolds, "Merchant of Arras and the overland trade with Genoa. Twelfth century," *Revue belge de philologie et d'histoire*, tome ix, 1930, pp.529-30.）

(注18) 12世紀末には、ジェノヴァのマーチャント・バンカー Bertramus Bertaldus（フランスのプロヴァンス地方の出身者と思われる）は、アスティの商人資本家 Willielmus Scarampus と緊密に連携して、為替契約など商業・金融業務を展開している。Bertaldus は後者の代理業務あるいは共同事業だけでなく、自己勘定で為替契約を含む貸付や信用売りをした（R. L. Reynolds, "Genoese trade in the late twelfth century, particularly in cloth from the fairs of Champagne," *Journal*

これらのジェノヴァの地中海貿易商とアスティの商人資本家は、地中海地方⇒ジェノヴァ⇒シャンパニユを移動するフランドルの毛織物の流れとその反対の地中海・オリエント産品の流れ（シャンパニユ⇒ジェノヴァ⇒地中海地方）のなかで、相互に信用を供与した。

このような独立した商人資本家のあいだで、信用を介在させた商品取引こそ担保型為替契約の特徴であり、12世紀後半当時この便法が積極的に活用された。

（2）商品の購買と商業信用——売り手が与える商業信用

アスティなど北イタリアの大手織物商（キャラヴァン商人）は、シャンパニユの大市で購入した織物をジェノヴァに持ち込んで販売する一方で、地中海・オリエント産品を取り扱うジェノヴァの貿易商から委託された商品をシャンパニユに運んだ。後者のジェノヴァ地中海貿易商は、キャラヴァン商人に「通常3か月から6か月支払期間を猶予したが、その期間はほぼ一つの大市か二つの大市へ往復する時間であった。ときには、彼の債務契約（notes）は、定まった大市からの帰り荷が到着したときに支払がなされると特定されてもいた」。このような方法で、シャンパニユ、あるいはフランドルに地中海・オリエント産品を販売するジェノヴァの貿易商は、巨額の信用を陸上交易をする商人にあたえた。たとえば、12世紀末にジェノヴァの貿易商（Johannes Boletus）は、積極的にパートナーシップを組んでいたキャラヴァン商人（Bernitio Scotus）に年間数百ポンド・ジェノヴァ貨にのぼる信用を供与していた（注19）。

ジェノヴァの貿易商が、アスティの商人に地中海・オリエント産品を販売し、一つの大市あるいは二つの大市を巡回してかえる期間（3か月から6か月の間）支払いを猶予する信用取引は、前者から後者にたいする商業信用の供与であった。アスティの商人がシャンパニユの大市で購入した商品を

of Economic and Business History, vol. 3, 1930-31, pp.377-78.

(注19) R. L. Reynolds, "Geonese trade in the twelfth century," pp.367 and 368.

レイノルズが「債務証書（notes）」という場合、それは、為替契約を含め、公証人の下で証人を立てて作成された公証形式の債務証書全般を指している。

ジェノヴァの貿易商に販売し、同じように支払を猶予すれば、そこには貨幣的決済をともなわない債権と債務の振替相殺がおこなわれることになった。

実際、ジェノヴァ貿易商から購入した財貨の支払をアスティの商人が定まった大市から帰り荷（織物）を持ち帰ったときにおこなうという特別の約定は、シャンパニュの大市で販売されたジェノヴァ貿易商の貨物とアスティの商人が購入してジェノヴァに持ち込んだ織物とを実質的に（実際には債権と債務の振替相殺であっただろうが）交換するという内容で理解することができる。

同じような信用は、織物を地中海地方に販売するキャラヴァン商人によつて、地中海・オリエント産品を取り扱うジェノヴァの貿易商にもあたえられた。

ジェノヴァで信用（支払猶予）にもとづいて商品を売買したのは、もちろんアスティやアラスのキャラバン商人と地中海・オリエント産品を取り扱う貿易商との間だけではない。北方の織物を加工する織物産業がジェノヴァで盛んとなるにつれ、キャラバン商人は織物加工業者に商業信用で直接販売をした。たとえば、13世紀の公正証書では、このような事例が多く見いだされる。

「私、毛織物加工業者 (draperies) Englexius は、アラス産の厚手ラシャ (peciam 1 1/2 stanfortis Racci) を貴方 Bozus de Solario から受けとり、16と1/2ポンド・ジェノヴァ貨の債務を貴方あるいは代理人 (certo misso) 支払うことを宣言する (注20)」(1200年3月5日付)。

12世紀末のジェノヴァでは、このような織物加工業者に北方の織物を売り、それを地中海地方で売り捌く織物取扱商がジェノヴァに台頭して來た。織物を取り扱う新興のジェノヴァのマーチャント・バンカー（ジェノヴァでは *bancherius*, マルセーユでは *cambitor* といわれた）は、北方の織物を地中海に売り捌く業務を組織的に行った。「マーチャント・バンカー Anfussus はその典型であって、1191年にキャラヴァン商人から590ポンド・ジェノヴァ貨を超える織物を買いとった。他のマーチャント・バンカーはジェノヴァに滞在し

(注20) R. Doehaerd, *Les relations commerciales entre Gênes, la Belgique et l'outremont d'après les archives notariales génoises aux XIII^e et XIV^e siècle*, Bruxelles, 1941, tome II, p.5.

たままで織物を輸入したが、それはあきらかにアスティのパートナー〔委託代理商〕を介在させておこなわれ、それを規則的に販売した(注21)。」マーチャント・バンカーといわれたジェノヴァの織物取扱商は、織物加工業者に仕入れた素材織物を信用で販売し、その加工品を集めて地中海地方に売り捌くようになった。

(3) 委託荷を担保とする為替契約

——他所払担保貸付と原生的な債権債務の振替相殺のメカニズム

キャラヴァン商人は地中海・オリエント産品をシャンパニュの大市やフランドル地方に運んだが、そのすべてを自己勘定で買い入れたわけではない。

たとえば、アスティの商人は、買付けに比べて販売に問題があると思ったときには、自己勘定で取引をせず、預託商品（委託荷）として貨物を受け入れ、所有権とリスクはジェノヴァの貿易商の手にそのまま残した。そのかわり、受託した貨物を担保とし貨幣的信用を与えた。その際、「貸付金を大きく上回る《担保（security）》を取って《貸付（loan）》をした。」地中海・オリエント産品を代理販売するシャンパニュの大市でその支払をうけるという条件で《担保》付の貸付をした。《担保》である委託荷を代理で販売する行為がそのままジェノヴァで貸し付けた資金を商品購入先のシャンパニュで、しかも現地貨幣で回収する資金の為替にむすびついていた。

もちろん、シャンパニュで購入したフランドルの織物を地中海で売りさばくキャラヴァン商人も、まったく同じ方法で信用を受けた。

「キャラバン商人は、〔通常は支払に猶予期間を与える信用供与で〕彼の織物をゆっくりと販売したが、北〔シャンパニュの大市やフランドルの織物生産地〕に積み出す商品を急いで手に入れなければならぬときには、大輸入貿易商〔地中海・オリエント産品取扱商〕から《貸付》を受け、彼らに織物を預託した。貸し手である輸入貿易商は、上で説明したこと〔織物商が行った信用供与〕とまったく同じ方法で〔預託され

(注21) R. L. Reynolds, "Genoese trade in the late twelfth century," note 9 at p. 375.

た商品を] 販売して貸し付けた資本を回収し、キャラヴァン商人の売上金を保管することができた。

もし、織物がほとんど売れなかつたならば、キャラヴァン商人はその差額を弁済しなければならなかつた。さらに、第三者が、キャラヴァン商人の多すぎた担保を保管し、販売することもあつたかもしれない（注22）』。

シャンパニユの大市に向けられる貨物を担保にして、現地で支払いを約束した貸付（担保型為替契約）は、ジェノヴァの貿易商にたいしてのみおこなわれたのではない。たとえば、1197年にアスティのキャラバン商人 Willielmus Scarampus とジェノヴァの織物取扱商 Bertramus Bertaldus（マーチャント・バンカー）は、北イタリアの都市ピアチェンツアのマーチャント・バンカー Angossola からシャンパニユの春の大市で販売される銀塊を担保として受け取って貸付をし、200ポンド・プロヴァン貨を支払うよう請求している。この場合、貸し手である Scarampus も Bertramus も直接シャンパニユには出向いておらず、代理人（Raalvengo と考えられる）が担保である委託荷を販売し、代金を回収した（注23）。

この委託荷を担保とする他所払貸付契約、すなわちシャンパニユの大市やシリアなど地中海地方で《担保商品》を売りきばいて貸付金を回収する金融取引は、フーヴァーがいう「担保」型海上貸付の陸上版であり、為替契約そのものである。フーヴァーが12世紀の半ばに地中海に向けた織物の販売でみた担保型為替契約は、12世紀の後半には海上交易だけでなく陸上交易でも一般的にみられた。

商品の販売を委託する預託とそれを担保とする為替契約は、商品を送り出す輸出商の側からみれば輸出金融であり、商品を遠隔地で購入する輸入商の立場からすれば、現金輸送を回避した資金の振替操作であった。だがそこには、商人の個別的な利害にとどまらない巧妙な信用のシステムがあった。

その巧妙な信用のシステムとは、債権債務の振替相殺のメカニズムである。

(注22) *Ibid.*, p.376.

(注23) *Ibid.*, note 1 at p.378.

地中海貿易商とフランドル産の織物を取り扱う商人資本家〔織物取扱商〕とが相互に為替契約を締結することによって、ジェノヴァに滞在する二組の商人資本家は、実際には貨幣の授受をしないで、担保として商品を相互に提供しあうだけで、お互いの債権と債務を振替え、相殺することができた。なぜなら、お互いに外国の地で預託された商品（担保）を販売し、その売上金で貸付債権を回収しており、振替・相殺後に実際の売上金と貸付金の返済額との差額（余剰がある場合も不足する場合も）を調整するだけよかつたからである。二組の商人資本家は、相互の受取額あるいは支払額を最終的に計算し、ジェノヴァで差額を調整すればよかつた。

このように、ジェノヴァの商人資本家は担保型為替契約によってシャンパニュあるいは地中海地方に為替資金を移転するだけでなく、それを相互に提供しあうことで、ジェノヴァにおける債権と債務を振替相殺することができた。これは、13世紀後半にあらわれる貨幣的債権の預託とその預託債権を口頭で第三者に振り替える預金銀行のシステムの端緒的、原生的な姿をみせている。

たしかに、ここで預託されるものは担保となる商品であり、貨幣ではない。しかも、商人資本家が相互に担保型為替契約を結んで貨幣的債権と債務を振替相殺するという素朴なシステムのもとでは、両替商あるいは両替銀行家を介在させる必要もなかった。けれども、後でみると、この担保型為替契約が支払保証型為替契約に転化すると、為替契約の貸し手は担保として商品を取得ないし占有するのではなく、支払が保証された貨幣的債権のみをもつようになる。このような為替契約による貨幣的債権の相互提供とその振替相殺は、為替契約の締結で貨幣的振替相殺をする特異なメカニズム——預金銀行システム——を発展させる契機となつた。

2 担保型為替契約から支払保証型為替契約へ

2.1 担保型為替契約における委託販売

——二つのアコメンダチオ：共同事業契約と預託契約

シャンパニュ⇒ジェノヴァ⇒地中海地方（あるいはフランドル⇒ジェノ

ヴァ⇒地中海地方) という経路に沿って流れるフランドルの織物と逆に地中海地方⇒ジェノヴァ⇒シャンパニユ (あるいは直接フランドル) へと流れる地中海・オリエント產品とは、北イタリア (あるいは北フランス) のキャラヴァン商人とジェノヴァの地中海・オリエント產品を扱う大貿易商を介して、シャンパニユの大市あるいは地中海地方の商業中心地で売りさばかれた (注24)。

フランドル産の織物を販売するキャラヴァン商人と地中海・オリエント產品を販売するジェノヴァの地中海貿易商との間でおこなわれた預託商品 (委託荷) を担保とする為替契約は、資金の国際的移転を目的とした貨幣貸借であり、出資者と商事業務執行者 (委託代理商) との関係を示す本来のアコメンダチオ契約とは区別されるものであった。

担保型為替契約における預託者 (本人) と受託者 (代理人) との関係は、本来の貿易取引、すなわち海上貸付における出資者と委託代理商との関係とは異なっていた。前者では貸し手が貸付の担保 (あるいは支払保証) として貨物を占有し、それを本人に代って販売をしたが、後者はあくまでも出資者と業務執行者 (雇用者) の関係であった。

この両者の区別するために、共同事業としてのアコメンダチオとは異なる預託 (*depositum*) としてのアコメンダチオについて触れておきたい。

「預入契約、すなわち預託 (*depositum*) ——これは、ときにアコメンダチオ (*accomendatio*) あるいはイタリア語でアコマンディジア (*acomandigia*) とよばれるが、海上貸付のアコメンダチオあるいはコムメンダと混同してはいけない——、それはローマの非合法な預託 (*depositum irregulare*) の残存ないしは復活であった。当事者は、通常、といって必ずということではないが、ある定まった期間、両替銀行家、マーチャント・バンカーのカンパニーあるいは他の事業家に貨幣あるいは他の動産 [商品] を預託した。受託者はその財を保管し、使用したが、

(注24) もちろん、アラスなど北フランスのキャラヴァン商人は、シャンパニユを経由せずに直接織物をフランドル地方から持ち込み、それをジェノヴァの地中海貿易商を介して地中海地方で販売した。他方、ジェノヴァの地中海貿易商から受託した地中海・オリエント產品をそのままフランドル地方で売りさばきもした。

所有権したがってまた危険は、預託者の手に残った。受託者は、もちろん、預託〔商品〕の金額に対する以外は第三者に法的責任を負わなかつた。責務は、預託品がプレミアムをつけて返還されたときに消滅し、そのプレミアムは教会の非難を避けるために利子とはよばれなかつた」(注25)。

ここでいわれてる預託（預託アコメンダチオ）とは、金銭だけでなく商品を両替銀行家やマーチャント・バンカーに預け、それにプレミアムをつけて返済するする契約であるが、預託物（貨幣あるいは商品）の所有権と危険は預託者にそのまま残つた。貨幣的預託は、マーチャント・バンカーなど商人資本家が出資する貿易事業の原資の一部となつたが、商品（商品資本）の預託は共同事業活動とは異なる独立した商人間の委託販売・購買契約であり、またそのためにおこなわれる運送契約でもあった。

たとえば、1161年4月16日付公証人Giovanniの記録によると、次のような委託販売と委託購買を意味する預託契約がある。

「Buongiovanni Lercariは、Guglielmo Malloneの財貨から、後者の危険と運勢の下で、Guglielmo自身が[ジェノヴァ貨]32ポンドと評価する94重量ポンドの絹と43束(canne)の亜麻布10反をブギ(Bougie)〔現在のアルジェリアのBejaia〕に運送するとこを承認した。Buongiovanni自身はこれらの財貨をブギに運送するが、往路で、船舶や食事のためにそれらから支出しない。[彼は] できるだけ最高の価格で販売し、[その売上金を] そうするに値すると判断すれば蠟あるいは明礬に投資し、そのいずれもがよくないと判断すれば、金貨に投資して、できる限り速やかに持ち帰って、保管するこになつていて」(注26)。

また、1264年10月7日付公証人の記録によると、次のような委託販売あるいは委託販売のための貨物の運送を意味する預託契約がある。

「ニグロノのエゴ・アンサルダスは、ウィリールムス・ボカラスからドイツ産織物10梱を受託した。それらをマリのコンダドゥスとウィリール

(注25) R. S. Lopez and I. W. Raymond (eds.), *Medieval Trade in the Mediterranean World: Illustrative documents translated with introduction and notes*, p.212.

(注26) *Ibid.*, pp.217-18 [no. 106].

ムス・オーリアに委託するために一緒に同行するか、それらを販売することを約束する」(注27)

いいかえると、預託契約は共同事業者ではない独立した商人の間でおこなわれる本人・代理人の関係であり、しかも商品を預託する（すなわち、商品資本を提供する）預託者よりも、預託される受託側が対等か、場合によっては前者以上に強い立場にあった。

もちろん、為替契約においては、他所で支払うという他所払貸借契約のほかに、別の契約——担保となる委託荷を受けとるという預託契約——を結ぶわけではない。為替契約のなかに委託された商品を支払の担保とするという条項を挿入するだけで、貸し手側の委託販売の業務が表象されていた。

私がここで共同事業であるアコメンダチオ契約における出資者と委託代理人との関係と預託された商品資本を代理販売する所有者（本人）と受託者（代理人）との関係を区別するのは次の事情による。為替契約における商品の委託販売は、後者の関係のもとで、貨物を担保（占有）することによっておこなわれた。それに対して、通常のアコメンダチオ契約は、あくまでも出資によって貿易執行業務を委託代理商に行わせることであった。

いいかえると、地中海・オリエント産品を取り扱うジェノヴァの貿易商が、キャラヴァン商人から委託荷として織物を受けとるのは、シリアで返済を受けるという条件で、貸付をしているからであって、基本的には貸付金の担保として委託荷を占有することを意味した。同じことは、キャラヴァン商人がジェノヴァの貿易商からシャンパニュやフランドルで販売する地中海・オリエント産品を委託荷として受けとり、その見返りに貨幣的信用を与える場合にもいえた。

2.2 返済地での支払保証としての「担保」

——一般的な支払保証と返済地での支払保証との区別

すでに説明したように、委託商品を担保として外国の商業中心地で返済を

(注27) R. Doejaerd (ed.), *Les relations commerciales entre Gênes, la Belgique et l'outremont d'après les archives notariales génoises aux XIII^e et XIV^e siècles*, Bruxelles, 1941, tome III, p.682-83 [n°. 1236].

する貨幣的貸借，すなわち担保型為替契約を，フーヴァーは「担保」型海上貸付契約とよび，その目的を資金の振替ではなく，貨幣資本の徴利行為と考えた。

ジェノヴァにおけるキャラヴァン商人と地中海貿易商との相互信用供与のメカニズムを考えるとき，この定義は狭隘さをもつていると指摘した。それとともに，担保型為替契約にある委託商品の担保は，貸付金返済のため的一般的保証ではなく，為替資金を貸し付ける貸し手あるいはその代理人が出向く外国の商業中心地での返済（特定地支払）を保証する手段であると示唆した（第1節1.3をみられたい）。

ここでは，為替資金を貸し付けた商人資本家が，なにゆえに預託された商品資本を担保であると認識するのか，その意味について考えたい。

為替契約だけでなく，一般的に貨幣的債権債務の履行は，その契約が公証人と関係する商人が立ち会って，公正証書の形式で作成されることによって法的強制力をもつた。為替契約の場合には，返済の地である外国の商業中心地で支払がなされなければ，契約が締結された本国で貸し手は償還請求権をもち，借り手は弁済義務を負った。

だが，1.2でみたサラフィの例でもわかるように，為替契約の貸し手が期待するのは，商品を購入する商業中心地（返済地）で，現地の貨幣で支払を受けることである。公正証書は貸し手の償還請求権（借り手の弁済義務）を権力によって保証するが，それは決して國の外（あるいは別の貨幣経済圏）における支払を保証するものではない。

それではなぜ貨幣を前貸しする商人資本家は支払指定地における現地通貨による返済が確実であることを望み，要求するのか。その理由は，為替契約の場合，資金提供者（貸し手）が求めたものは，預託された商品の販売地で，現地貨幣で資金を入手するためであった。そのために本国で貨幣を提供したのであり，商品購入先で現地の貨幣（あるいは貨幣的債権）を受け取ることによって，委託代理商は商品購入の原資を手に入れることができた。したがって，為替資金を提供する貸し手は，現地で返済（支払）がなされなかつたときに本国で債務者が弁済するという公正証書がもつ一般的な弁済義務だけでなく，支払地で確実に現地の貨幣（あるいは貨幣請求権）を手にすることが

できるという特殊な支払条件（返済地における支払の確実性）を要求することになる。

このように、為替契約における貸付金の返還は二つの角度から整理する必要がある。すなわち、①公正証書が約束する弁済義務（支払地で返済されなかつた場合に本国で返済されなければならないという貸し手がもつ償還請求権）と②借り手が約束する現地支払義務（貸し手が商品購入のために必要とする返済地での支払の確実性）であった。公正証書は①を保証しても②の現地支払を保証するものではなかった。後者の②の側面は、あきらかに貸し手と借り手の個人的な信頼度、物的な保証という私的な信用にかかわる事柄であった。

シャオベ (Adolf Schaube) が為替契約を貸付地以外の土地で支払う資金振替の操作であり、今日の為替手形の割引と同じように、道徳的保証のもとでなされる期限までの支払約束と考える（注28）のも、公証形式の為替契約が保証しない、返済地での支払い約束の私的な性格——すなわち、①の一般的償還請求権と異なり、②の支払地での返済が法的規制を加えられていないという事情——に由来していると考えられる。

公証形式の為替契約であっても、支払地における返済の保証は公的権力によって保証されておらず、私的な信用に依存せざるをえないという現実が、現地での返済を必要とする貸し手に貨物の占有(委託荷の担保としての保有)を促した。つまり、担保型為替契約は、借り手が返済地で支払いを確實に履行する便法として委託荷を担保としたのであって、その商品の代理販売が目的ではなかった。もし、返済地における支払が確実になされるという別の保証があれば、委託荷を担保として占有する必要はなかった。

(注28) A. -É. Sayous, "Le commerce terrestre de Marseille au XIII^e siècle," *Revue histrique*, tome 163, 1930, p.44.; Adolf Shaube, „Studien zur Geschichte und Natur des aelteschen Cambium“, *Jahrbücher für Nationalökonomie*, 1895 (Bd.2), SS.165-191.

2.3 支払保証型為替契約

——担保（委託荷）と為替契約との分離

(1) 取立あるいは支払条項をもつアコメンダチオ

アコメンダチオ契約が普及した段階で、特殊な条件——すなわち、貸付金を取り立てる権利——を付与したアコメンダチオ契約が出現した。この契約においては、出資者であるジェノアの商人資本家（地中海貿易商）が、信頼のおける委託代理商にシリアに滞在する人物（債務者あるいはその代理人）から貸付債権を回収する権利を与え、購買アコメンダチオ契約のもとでその回収金額に見合った商品を購入するように指示していた（注29）。

出資者がそのパートナーである委託代理商に現地で貸付金の取立を代行させるという特約条項をもった購買アコメンダチオ契約は、サラティの例からわかるように、シリアで必要な商品を購入するために現地のビザンチン貨で返済を受けるという約束でジェノヴァの地で貸付がなされたことを教えている。ところが、この取立条項をもった購買アコメンダチオ契約と併行しておこなわれた為替契約では、為替資金の貸し手が借り手から委託荷を受け取っていなかった。担保となるべき貨物は別のコムメンダあるいはアコメンダチオ契約でシリアに運ばれ、この貨物を販売した人間から貸付金を取り立てる権利を購買代理人はあたえられていた。

取立条項付購買アコメンダチオ契約は、シリアから地中海・オリエント産品を輸入する地中海貿易商とシリアに輸出する織物取扱商との間で交わされた為替契約を前提としていた。支那人として対極にいるのは、地中海地方で織物を販売する織物取扱商であり、実際には彼に代って外国に赴く販売委託代理商であった。

一般的貸付契約として存在した通常の為替契約のもとでは、ジェノヴァにいる地中海貿易商（A）と織物取扱商（B）という二組の商人資本家が、それぞれ委託代理商（Ⓐ, Ⓑ）と購買あるいは販売アコメンダチオ契約を結んで

(注29) E. H. Byrne, "Commercial contracts of Genoese in Syrian trade of the twelfth century," *The Quarterly Journal of Economics*, vol. 31, 1917, pp. 166-167.

シリアから輸入あるいはシリアに向けて輸出していた。その場合、前者（A）が後者（B）に貨幣を貸し付け、それぞれの委託代理商（Ⓐ，Ⓑ）が貨幣貸借の取立代理人（ⓐ）あるいは支払代理人（ⓑ）として出向先の外国で、外国鑄貨の受払いをした。

そこには、ひとつの貨幣貸借契約と二つのアコメンダチオ契約（購買および販売アコメンダチオ契約）を反映して、二組の本人・代理人関係が形成されている。

第一は、購買アコメンダチオ契約の出資者である地中海貿易商（A）とその購買委託代理商（Ⓐ）との間並びに販売アコメンダチオ契約の出資者である織物取扱商（B）とその委託代理商（Ⓑ）との間にみられた二組の出資者＝委託代理商の関係である。

第二は、為替契約と関係する本人・代理人関係である。貨幣の貸し手である地中海貿易商（A）は商品購買の予定地に貸付金の受け取りを代行する取立代理人（ⓐ）を、借り手である織物取扱商（B）は貸付金の返済を代行する支払代理人（ⓑ）を持っている。

委託代理商（Ⓐ）は同時に貸付金の取立代理人（ⓐ）であるが、Ⓐおよびⓐというこれら二つの代理人機能はまったく異なっている。Ⓐは商品購買における代理人であり、ⓐは資金の為替にともなって発生した為替資金の取立代理人だからである。同じようにⒷは商品販売における代理人であり、ⓑは資金の為替にともなって発生した為替資金の支払代理人である。このように、購買を委託された代理商も販売を委託された代理商も商事機能と為替の代行機能という二つのまったく異なる機能を具備していた。

1200年にジェノアの名の知れた旅商、シモン・ド・ブルガロは、自己資産700リラに加えて、（たぶん織物取扱商との間で）7件のアコメンダチオを結び商品をシリアに輸送した。彼は、数年間外地に滞在する予定であったので、アコメンダチオ契約の一つに、出資者（織物取扱商）も同意のうえで、「シリア滞在中に出資者あるいは出資者の代理人と利益の算定をし、同時に出資金と利潤を引き渡す」という条件が付与されていた（注30）。

(注30) *Ibid.*, p.161.

この場合、ブルガロは、販売アコメンダチオ契約で出資者（織物取扱商であろう）の委託代理商として委託された貨物を販売し、その売上金と配分された利益を「出資者あるいは出資者の代理人」に引き渡すことになっていた。「出資者」とは販売アコメンダチオの出資者、織物取扱商（B）である。それでは、「出資者の代理人」とは誰であろうか。この「代理人」は地中海貿易商（A）と購買アコメンダチオ契約をむすんだ委託代理商（Ⓐ）であろう。「出資者」である織物取扱商（B）はジェノヴァの地で地中海貿易商（A）からシリアルで返済する条件で貨幣を借りており、この為替の契約に則って、ブルガロは織物取扱商（B）の代理人（Ⓑ）として返済金を地中海貿易商の購買委託代理商兼取立代理人（ⓐ）に支払っている。もちろんこの為替の支払にあてる資金は、ブルガロが織物取扱商（B）の委託代理商（Ⓑ）として販売した売上金である。

このように、支払条項をもつ販売アコメンダチオと取立条項をもつ購買アコメンダチオとは対をなしていた。これは、担保型為替契約にある為替契約と担保（委託荷）による支払保証——資金を貸し付けるジェノヴァの地中海貿易商（輸入商）側が商品を購入する土地で貸付金の返済を受ける為替契約と織物取扱商（輸出商）側が貨物を担保として提供し、現地で債務を返済する支払保証——とが、担保物件をもたない支払保証に転化したことを教えている。つまり、織物取扱商（債務者）は、返済の保証（担保）となる織物を直接債権者である地中海貿易商には付託せずに、自分の業務執行者である委託代理商のもとで販売した。そして現地で貸し手である地中海貿易商、したがって彼のパートナーである購買委託代理商兼取立代理人に借入金に相当する額を現地貨幣で支払ったのである。

(2) 担保型為替契約の問題点

——為替契約から遊離した担保（委託荷）

担保型為替契約は委託荷を担保としない支払保証型為替契約に変化した。そこでは、担保となるべき貨物は借り手側が販売委託代理商とアコメンダチオ契約を結び、後者が債務の支払代理人として返済した。つまり、この為替契約による貸付では、借り手は貸し手に担保として輸出貨物を預託しないで、

ジュニア・パートナーである販売委託代理商を使用して売りさばいた。

担保型為替契約から担保が遊離した理由は何か。それを探そう。

委託された貨物の販売額と貸付額とは一致しない。また、それによっていくつかの問題が発生した。担保型為替契約では、この差額を明確にするために金利、為替、純粋な利潤の各条項が貸付金の額と一緒に無条件に挿入された。しかし、現実には現地で販売した委託荷（担保）が予想外に悪い市況で売れ残るか、その売上金が貸付金を下回ることがあった（注31）。

もっと深刻な事態が、担保型為替契約の場合には預託商品の販売代理人が同時に貸付金を取立・回収する人物でもあったことから発生した。本国に帰還して委託荷（担保）の売上金を報告しても、その報告者が、貨物所有者の委託販売代理人ではなく、為替資金の貸し手の側の人物であった。このことは、委託荷として担保を提供する輸出側の商人資本家を詐欺ないし不正（*fraude*）とたえずむきあわせた（注32）。

この詐欺や不正に対処するために、本国で借入をした輸出商は、委託代理商を自ら選定して販売アコメンダチオ契約を結び、後者に売上金から借入金を支払うように指示する（支払条項付販売アコメンダチオ）一方で、貸付をした輸入商は、現地で商品の購買を代行する購買委託代理商に貸付金の取立を指示した（取立条項付購買アコメンダチオ）。このように、輸出商が自分の委託代理商に外地で借入金の返済を代行させる措置が、担保型為替契約がもつ諸問題（詐欺・不正など）を解決する手段となった。

借り手である輸出商は為替契約（貸付契約）から貸し手による担保商品の代理販売という商取引を引き離すことによって、自己のビジネスとして商取引を開拓できた。遠隔地で貸し手が行う不正行為に煩わされることもなく、売上が不振な商品を自分意思で新しい市場に振り向けることもできた。貨幣的貸借と商事取引とを分離することによって、アコメンダチオ契約は支払条項あるいは取立条項をもちその分複雑になったが、これによって貸し手は、担保商品の販売に煩わされることなく、貸付金の取立に専念できた。また、

(注31) R. L. Reynolds, "Genoese trade in the twelfth century," p. 376.

(注32) *Ibid.*

借り手も自らの手で商品を販売し、支払をすることができた。

問題は、為替資金の貸し手は借り手の販売商品を担保として占有し、それによって返済地における貸付金の支払を確実にしていたのであるが、担保として貨物を占有できなくなったあとでも、それに代わる確実な貸付金回収の手段が獲得できたかどうかにある。その答えは、意外に簡単であった。借り手である商品輸出者とその貨物を実際に販売する委託代理商——すなわち、アコメンダチオ契約の当事者である出資者ならびにその販売業務執行者——の双方に支払を保証させたのである。

すぐ後でみると、1191年には、すでに為替契約に担保として委託荷を提供しないで、借り手である輸出品の所有者だけでなく、その貨物を販売する委託代理商が「債務者であり支払人である」と申し立てた公正証書が認められる。

(3) 支払保証型為替契約と大市間繰延決済

——支払（担保）保証と繰延決済

1191年のシャンパニュ大市払為替契約で、ロペツニレイモンドが為替契約の標準型（standard type of exchange）として紹介しているものを例示しよう。ここには、「商品を担保として提供する」という文言があるが、借り手（カヴィグリオ）は実際に貸し手（ファルゾヌ）に担保として商品を預託はないで、イタリア北部の町サン・マルチノのキャラヴァン商人の一族オットリノ・ベラルデンゴとリュフィノ・ベラルデンゴを販売委託代理商として雇用したとみられる。そして、販売委託代理商である彼ら自らが「債務者であり、支払人である」共同責務者として、「担保である彼らの商品に全責任を負っている」と宣誓している。

「[ジェノヴァ] 9月12日 [1191年]

オベルト・ファルゾヌはリセリオ・カヴィグリオに50ジェノヴァ・ポンドを聖アンドリュウ祭 [12月7日] から8日目まで貸すことを承認した。そして、彼がその時に支払いができなければ、次のレニュイ [シャンパニュ] の大市で15ジェノヴァ [デニール] 每に12プロヴァン [デニール] [の両替相場で] プロヴァン [貨幣] を与えることを約束する。

そして、もし [その鑄貨が] 不純物を含むか重量不足であるかあるいは品質を落として鑄造されておれば、48シリング [毎] に良質の銀1マルクを全債務の総額まで与えることを約束する。そして、経費、損失、および借入金 (*mutuum*) [の資本] に関する誓約なしでも債権者の〔言い分を受け入れることを約束し〕、彼の商品を担保として提供する。

そして、サン・マルチノ (San Martino 《イタリア北部の町》) のオットリノ [・ベラルデンゴ] とリュフィノ・ベラルデンゴは、自ら債務者であり支払いであると申し出、[両者が]全額、すなわち担保である彼らの商品に全責任を負っており、共同債務に関する法と主債務者が最初の告訴されると規定されている法のもとにある〔免責を〕放棄することを誓約する。

証人：アサイ 《北イタリアのアスティ近郷の町》のガンドルフォ；織物取扱商フィルミノ。9月12日、フォルマリのドーム屋根の店舗にて。」
(注33)

この為替契約の貸主（オベルト・ファルゾヌ）はいわゆる金貸しではない。この為替契約ではシャンパニユでの支払い方法に十分な気配りをしており、織物取扱商フィルミノが証人の一人になっていることから、為替契約の貸し手ファルゾヌは、出資者としてシャンパニユに購買委託代理商を派遣する織物取扱商とみられる。アコメンダチオ契約で雇用されている購買委託代理商はもう一人の証人ガンドルフォと推察される。なぜなら、彼はキャラバン商人の町アスティに近い北イタリア北部（サン・マルチノ）の出身者であり、キャラバン商人としてジェノヴァとシャンパニユの間を往復していたと考えられるからである。

借り手すなわち主債務者（リセリオ・カヴィグリオ）は、シャンパニユ

(注33) R. S. Lopez and Raymond, I. W., *op. cit.*, pp. 165-166.

尚、この文面からわかるように、12世紀末のシャンパニユでは貨幣による決済がおこなわれ、大市で行われる「債権債務の相殺」による振替決済ではなかつた。為替契約支払金の振替決済は、13世紀に始まる口頭による「債権譲渡」と関係している。この後半から、フランドル地方で大市支払債務証書、すなわち担保型為替契約が普及した。

で販売される商品を担保としているわけであるから、地中海貿易商であろう。この主債務者だけでなく北イタリアのサン・マルチノに拠点を抱える二人の人物（オットリノ・ベラルデンゴとリュフィノ・ベラルデンゴ）が自ら進んで債務者に名を連ね、担保商品について責任を負っている。この二人は地中海貿易商（リセリオ・カヴィグリオ）の販売委託代理商であったと推測される。いいかえると、実質的には彼とアコメンダチオ契約をむすんでシャンパニュに出向くキャラヴァン商人が支払をする当事者になるわけであるから、後者が主債務者カヴィグリオと並んで債務者となり、「担保」となっている委託商品の販売とその売上金の管理・支払に責任をもたされた。

この為替契約は、ジェノヴァで借入金の返済ができない場合にシャンパニュのレニュイの大市で支払うという特異な為替契約であり、また貸し手であるファルゾヌは自身でシャンパニュに出かける商品資本家兼商事業務執行者（キャラヴァン商人）であったと思われる。

13世紀初頭（1201年あるいは1203年の4月3日付）公正証書には、Manfredus de Galaneo がジェノヴァのマーチャント・バンカーである織物取扱商 Bertrano Bertoldo からジェノヴァで為替資金を借り入れ、シャンパニュのプロヴァン大市（5月）で6ポンド・プロヴァン貨で本人あるいは代理人に（*unde tibi vel tuo certo misso*）返済するという為替契約がある。そこでは、本来の借主である Manfredus に加えて、Otto と Ursus という二人の人物（Manfredus が所有する商品をプロヴァン大市で販売する委託代理商と思われる）が、自ら債務者かつ支払い（*nos proprios et principales debitores et pagatores*）であると宣言し、貸し手 Bertrano Bertoldo あるいは彼の代理人（*certo misso*）に支払うことを宣誓している（注34）。

貸付金の取立をする織物取扱商の購買代理人は、もちろん商品購入のパートナーとして利潤の分配に預かるだけでなく、取立に関係して特別な手数料を受け取っていた。すでに指摘したが、この手数料は貸付金の利子とほぼ同じであった。したがって、貸付利子は徴利行為そのものというよりもむしろ取立手数料の源泉であったと考えられる。

(注34) D. Doejaerd, *op. cit.*, tome II (texts), p. 63 [n°. 131]

3 13世紀前半のマルセーユにおける為替契約 ——為替契約による多角的な金融取引

3.1 為替契約と担保条項の分離

——委託代理商による貨物の別途販売と債務の支払保証

ジェノヴァは12世紀後半に、そしてマルセーユは13世紀前半までに、明白なマーチャント・バンカー(ジェノヴァではbancherius, マルセーユではchangeurといわれた)が存在した。マーチャント・バンカーは、商人資本家(出資者)として貿易業務に携わる一方で、商品や貨幣の預託業務を行い、遠隔地で支払を約束する為替資金の貸付に従事していた。マルセーユでマーチャント・バンカーとして顕著な活躍をしたのは、北イタリアのシェナの商人とピアチェンツァ(Piacenza; フランスの呼び名でプレザンスPlaisance)の商人であり、彼らがマルセーユで為替銀行家《changeurs》とよばれるとき、商人資本家というよりは為替業務を扱う銀行家としての属性をよりあらわにしていた。一方、地中海地方(とくにシリアやエジプトなどオリエントといわれた地域)の商業中心地や大市をもつ取引の現場、すなわちマルセーユの外で行なわれる《海外》業務では、出資者としての商人資本家機能がより鮮明にあらわれた(注35)。

1248年のマルセーユの公証人アマルリク(Amalric)の記録をみると、担保型為替契約はほとんどみられず、「担保」文言をもつ支払保証型為替契約と「担保」条項をもたない通常の為替契約とが多かった。

たとえば同年5月27日に結ばれた為替契約は、同じ証人が立ち会って締結された運送契約と対を成しており、この一対の契約で「担保」にもとづいて貸付がおこなわれ、シャンパニュにおける支払を保証したことがわかる。為替契約そのものは「担保」なしの支払保証型であるが、「担保」の実質は運送契約(および代理販売)をしている運送業者に為替契約の債務者(支払人)として宣誓させることによって確保されていた(注36)。

(注35) A. -É. Sayous, "Les mandates de Saint Louis sur son Trésor et le mouvement international des capitaux pendant la septième croisade," p. 261.

(注36) Louis Blancard (ed.), *Documents inédits sur le commerce de Marseille au Moyen Âge*, Marseille, 1885, tome II, p.200-201 [n°. 800 et n°. 801].

(1) 《為替契約》[1248年5月27日付]

イタリア北部の商業金融中心地ピアチェンツァのマーチャント・バンカー, Joseph Quatruel と Olive Cassette はマルセーユの商人 Guil. Deccon にマルセーユの鑄貨 (monnaie mêlée) で171ポンド 8 シリング 4 ペンスを貸し付け, シャンパニュの5月のプロヴァン大市で後者から110ポンドプロヴァン貨の返済を受ける契約をむすんだ。その契約には運送業者 Surléon Célan によって輸送される貨物 (6 ballots de cordouan) を支払の保証とするという文言がある。

(2) 《輸送契約》[上記の1248年5月27日付。上記の為替契約と同一の証人が立ち会っている。]

運送業者 Surléon Célan は, マルセーユの商人 Guil. Deccon との間に駄馬に積んでプロヴァンの5月大市に貨物 (6 ballots de cordouan) を輸送する契約をむすんでいるが, その中に後者はその貨物を「支払いの保証として彼の債権者である Joseph Quatruel と Olive Cassette に充てる」という条項をともなっている。

運送業者 Surléon Célan は, 他の契約では委託代理商としても記載されている(注37)ので, 彼は実際には貨物の所有者 Deccon にかわってシャンパニュで販売をする委託代理業務をしていたと思われる。為替契約でも運送契約でも, シャンパニュで販売するために輸送される貨物が貸付金支払の「担保」として明示されている。

この為替契約は, 担保型為替契約の形式を残しつつも, あきらかにそれから離脱した支払保証型為替契約である。マルセーユの商人 Deccon は, 運送業

(注37) たとえば, 同年5月8日付け公正証書では, ピアチェンツァのマーチャント・バンカーJean Nigobono は, 貸し付けた29ポンド・マルセーユ貨 (monnaie mêlée) にたいし, シャンパニュの5月の大市でプロヴァン貨20ポンドで支払いを受けると契約した。その支払は「Nicolas Plane によって保証され, Surléon Célan によって」行われるとされている。この場合, 為替資金の真の借り手は保証人である Plane であり, Surléon Célan はコムメンダ契約のもとで前者の委託代理商として機能していたと考えられる (*Ibid.*, p.140 [n°. 667])。

者を委託代理商とするアコメンダチオ契約のもとで、自分の貨物をシャンパニユに輸送し、販売しようとしていた。その際、彼はピアチェンツアのマーチャント・バンカーNigobono から貨幣を借入れ、それをシャンパニユの大市で支払うという約束（為替契約）をした。Deccon はこの為替契約によって、シャンパニユ大市で商品を販売する前に、ジェノヴァで実質的に販売貨物の代金を回収している。資金を貸したピアサンツアのマーチャント・バンカーは、この貸付資金の見返りにシャンパニユで販売される商品を支払保証の「担保」としているが、実際の商品は借り手である Deccon の運送業者（委託代理商）に運搬・販売させている。そしてこの運送業者（委託代理商）に支払を宣誓をさせることによって、その「商品担保」と同じ支払保証を実現していた。

単一の為替契約で、商品を「担保」とすることを明示しながら、実際には商品を運送し、販売する委託代理商に支払を宣誓させている場合もある（同年7月15日付公正証書）。

ナポリの Benvenuto とフィレンツェの Bernard および Bérenger とがマルセーユ貨で240ポンドを貸し付け、借り手である Giraud Bonquier, Giraud Servegne ならびに Guil. Maille が8月中旬にフランスのトゥールで240ポンド・トゥール貨を支払うという為替契約をむすんでいる。その為替契約には一つの文言があった。それは借り手が貸し手に対し、外国産（地中海やオリエント産）の貨物をその価格と同じ金額である貸付金の支払保証に充てるという条項である（注38）。

ここでは、マルセーユ在住の商人 Giraud Bonquier が、その委託代理商 Giraud Servegne と組んでシャンパニユの大市で外国（地中海・オリエント）産品を販売する際に、委託代理商 Servegne が保有する貨物を担保として、ナポリとフィレンツェのマーチャント・バンカーから資金を借り入れた。この借入は、外国産の貨物の価格に相当する額であり、シャンパニユでの支払を条件としていた。この場合も、委託代理商 Servegne によって運送・販売される貨物が担保として直接支払の保証になっているのではない。彼は借

(注38) *Ibid.*, tome II, p.282-283 [n°. 975]

り手である Bonquier とともに、債務者となって支払を保証しているのであって、貸し手であるナポリとフィレンツェのマーチャント・バンカーが担保として貨物を受け取ったわけではなかった。

3.2 為替取引と金融取引

——「担保」文言をもたない支払保証型為替契約

この時期、マルセーユでは担保文言をもたない為替契約が存在した。たとえば、ブランカール (L. Blancard) のフランス訳にもとづいて簡略化しているが、つぎのような内容であった。

「われわれ Elienne Foucard, Berhard Bodin, Pierre Bétiére と Pierre Falguine は、貴方ピアチェンツァの [マーチャント・バンカー] Jean Negrobone あるいはその指図人に、正当な理由がないかぎり [シャンパニュの] 5月のプロヴァン大市であるいはその大市の [決済] 日に、320ポンド・マルセーユ貨の為替資金を20ポンド・プロヴァン貨で支払うことを誓約する。証人：Bernard Gontard, Damian, Bernard François, Gautier Carbonel」(注39)。

この為替契約は二通りに解釈できる。ひとつは、「担保」文言の挿入はないが、「担保」文言がついた支払保証型為替契約が簡素化されたもので、それと同じ内容をもつ支払保証型為替契約だという見方である。シャンパニュのプロヴァン大市で商品を販売するマルセーユの商人資本家（多分 Elienne Foucard であろう）が、借入金で商品を仕入れ、他のキャラヴァン商人（あるいはその中の誰か）とシャンパニュの大市で販売するアコメンダチオ契約を結んだ。後者は、プロヴァンの大市で手にした売上金で借入金を返済した。つまり、形式的な「担保」条項そのものは消滅しても、現地で商品を販売する委託代理商の債務者宣言によって支払保証の重みは消滅しないというわけである。

このような見方をすると、資金の貸し手であるピアチェンツァのマーチャント・バンカーは、担保型為替契約と同じように、シャンパニュのプロヴァ

(注39) L. Blancard, *op. cit.*, tome II, p.10-11 [n°. 375].

ン大市に資金を移すことに目的があったと考えられる。一方、マルセーユとシャンパニュで共同事業をおこなう商人集団（出資者としての商人資本家と委託代理商とのグループ）が、シャンパニュの大市で販売する商品を仕入れるためにマルセーユで資金を借り入れ、それを商品販売先のシャンパニュで返済したことになる。

この場合、貨幣貸借と商品の売買は相対的に切断され、貨物を担保とする信用ではなく、商取引に従事する人物にたいする人的信用という側面がより鮮明に浮かびあがる。

いまひとつは、ピアチェンツァのマーチャント・バンカーの目的がシャンパニュへの資金の移転ではなく、貸付をして金利を稼ぐ純粋な徴利目的であったかもしれないと考える場合である。徴利を目的とした貸付という視点で考えると、支払地がシャンパニュであるのは、そこへ資金を輸送する必要があったか、あるいは為替相場によって徴利行為を偽装する手段であったということになる（注40）。

(注40) 「担保」文言をもたない為替契約が、資金の振替ではなく、徴利行為を目的とした貸付ではないかと思えるのは、すくなくとも次の二つの理由からである。

第一に、ピアチェンツァの別のマーチャント・バンカーは、その背後に商品取引があるとみられるが、担保をもたない支払保証だけの為替契約を締結するとき、第三者であるマーチャント・バンカー一人を含む3人の商人に支払を保証させている。これはすぐ前にみた委託代理商による運送契約と同じ証人のもとで為替契約を結んだ事例と同じ慎重さである。

1248年4月18日付為替契約の内容は次のようにある（フランス語抄訳にもとづく）。

「私、Forezの勘定の代理人（procureur de compte de Forez）であるFouquier Guerimは、ピアチェンツァのRainier Villaniから450ポンド・マルセーユ貨を受け取り、彼あるいはその指図人に、正当な理由がなかぎり、プロヴァンの5月の大市であるいはその〔決済〕日に300ポンド・トゥール貨を支払うことを承認する。支払保証人としてマルセーユ市民Bernard Cazelles、マーチャント・バンカー（changeur）Bertrand Fauchier、R. Girondeをたてる。」（*Ibid.*, p. 101 [n°. 564].）

第二の理由は、支払保証型為替契約の場合、委託代理商が「債務者」であり「支払人」となるが、債務者が商取引と関係しない場合もあるからである。

このような「担保」文言をもたない為替契約には、マルセーユで貸し付けられた為替資金の額が明示されないで、遠隔地での支払額だけが記された為替契約がかなり存在する。それゆえに、貿易資金の移転というよりも純粋な貨幣貸借かもしれないという印象をうける。

担保文言をもたない為替契約で、貸し出された金額は不明のままで、支払額だけが明示された事例を挙げてみよう。

1248年4月18日付けの為替契約では概略次のような内容であった。

「Othon Pautron は、Lanfranc Bocanegra からジェノヴァで50ポンド・ジェノヴァ貨を支払うために一定額のマルセーユ貨を受領したことを承認する。ジェノヴァで次の5月1日に Lanfranc Bocanegra あるいは Obert Pautron に支払いをする」(注41)。

また、4月24日付けの為替契約はつぎのようであった。

「マルセーユ市民である私 Gui Narbono は、貴方がた Olric Cassette と Joseph Quatreuil からマルセーユ貨を受け取った。8月1日にトゥールで100ポンド・トゥール貨を支払うことを承認する」(注42)。

前者では、Pautron が Bocanegra から4月18日に借り入れて、その2週間後に支払うわけであるから、マルセーユからジェノヴァに貨物を運んで、すぐにジェノヴァの Pautron に支払がなされたと考えることができる。ところが、後者では、マルセーユの商人 Narbono が4月24日にたぶんそこに滞在していた Cassette から借り入れて、8月1日にフランスの商業中心地トゥールでたぶん Quatreil に100ポンド・トゥール貨を支払うことになっている。この3か月有余の間に Narbono は、モンペリエやトゥルーズという商業地を経由していくつかの取引をする可能性をもっており、商品を「担保」としない貨幣的貸借という意味合いがより強かったであろう。

みてきたように、「担保」文言をもたない為替契約は、支払保証型為替取引という性格だけでなく、貸付という色彩を強く持っていた。すなわち、一面では貿易という実物取引を反映した、資金移転のための貸付と考えることも

(注41) *Ibid.*, p.95 [n°. 554].

(注42) *Ibid.*, p. 106 [n°. 580].

できるし、他面では実体取引と切斷された貨幣的貸借と考えることもできる。

「担保」文言をもたない為替契約にある、上記の二つの側面（貸付による資金の移転と純粹な貨幣貸借という二つの側面）は、為替契約の概念について本格的にとりあげ、それを貸付による遠隔地への資金移転〔為替契約＝資金移転説〕と規定したゴールトシュミット（L. Goldschumidt）と、為替契約は貸付を偽装し、支払場所で手数料の形で利子を徴収する金融取引とする考え方〔為替契約＝貸付偽装説〕を展開した批判者シャオベ（A. Schäube）との間の論争を想起させる。もちろん、私は為替契約の起源を問い合わせ、またその本質とは何かと問いかけられるならば、何度も指摘してきたように（注43）、ゴールトシュミットの立場を支持する。だが、13世紀半ばのマルセーユでみられた「担保」文言をもたず、単数あるいは複数の借り手の支払保証だけで貨幣的貸借がおこなわれているのを見ると、為替契約が商品購入のための資金移転だけでなく、純粹な貸付契約でもあったのではないかという疑問をもたざるをえない（注44）。

実際、シャオベがゴールトシュミットを批判したときの史料は、1884年にブランカール（L. Blancard）が整理し、公刊したマルセーユの公証人アマリック（Amalric）の帳簿（1248年）であった。そこには、マルセーユからシャンパニュへ宛てたものだけでなく、イタリアの諸都市やフランスのトゥール（Tours）、モンペリエ（Montpellier）その他の商業地に向けられた多くの為替契約があった。しかもその多くがイタリア（とくにシエナやピアチェンツァ）のマーチャント・バンカーが介在したものであった（注45）。また、彼ら

（注43）拙著「為替の起源と初期預金銀行－国際通貨システムの歴史と論理（II）」『経済学研究』（九州大学）第66巻第3号、2000年、154-156ページ。

（注44）もちろん、商品取引そのものであっても徴利行為は認められた。

キャラヴァン商人が織物を売る場合、ほとんどが信用貸しであった（織物商にかぎらず、地中海・オリエント産品を取り扱う地中海貿易商との取引でも）が、金利は巧妙に隠蔽されていた。公証人の前で作成される債務証書には、ほとんどが商品の量を「大量（so much）」、「大量の織物（so much cloth）」あるいは「大量の織物の反数（so much pieces of cloth）」と記され、数量を特定したものは少なかった（R. L. Reynolds, “The market for northern textiles in Genoa 1179-1200,” *Revue belge de philologie et d'histoire*, tome 3, 1929 Sep. p.832）。

は実際に金銀の取引をし、貨幣の国際的取引から多くの収益を上げてもいた。

3.3 シャンパニユとイタリア都市間の為替資金の移転

——マルセーユを舞台としたイタリア人マーチャント・バンカー相互の資金調整

1248年5月29日、この日公証人アルマリクの帳簿には、マルセーユで同一証人のもとで作成された、対をなす為替契約が4組存在する。

(1A) シャンパニユ貸付＝ピサ返済の為替契約 [日付：1248年5月29日、契約地：マルセーユ]

シエナのマーチャント・バンカーAlderbrando, Gui Rollandi, Barthèlemy Guidiは、ピザのマーチャント・バンカーAnselme ClarentとAubert Donodeiにシャンパニユのプロヴァン貨で400ポンドの貸し付け、ピザで、日付(5月29日)の15日後、すなわち6月中旬に、933ポンド6シリング8ペンス・ピザ貨を上記3人のピザのマーチャント・バンカーの中の一人、あるいは他の共同事業者(associé)あるいは指図人に返済するという為替契約を結んだ(注46)。

(注45) Adolf Schäube, „Studien zur Geschichte und Natur des ältesten Cambium,” *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 1895(第2分冊), 第III節(die Cambia in den Marseiller Akten von 1248)を参照されたい(SS. 165-191)。

だが、ブランカールは為替契約の特性を具体的に分析し、それとは異なる見識をもっていた。1878年にマルセーユの為替契約(billet de change)に関する研究ノート(L. Blancard, “Note sur le letter de change à Marseille au XIII^e siècle,” *Bibliothèque de l’École des Chartes*, tome 39, 1878, p. 110-128)では、為替資金の提供者(貸し手)は、商品を大市や商業中心地に運ぶ商人から売上金で支払いを受け、現地で購入資金を手に入れるが、逆の対場(商品の販売者)においては潜在的な借り手であると考えた。

為替資金の貸し手であると同時に借り手(支払人)にもなるという相反する行為をマルセーユのマーチャント・バンカー(Raimond Sifred)が同じ日におこない、それで相殺しているという事実をブランカールは示している(*Ibid.*, p. 112)。このような考え方は、為替契約の一般的な規定としては、ゴールトシュミットと共に通るものである。

(1B) ピサ貸付＝シャンパニユ返済の為替契約 [日付：1248年5月29日，契約地：マルセーユ]

ピザのマーチャント・バンカーAnselme Clarent と Aubert Donodei は、シエナのマーチャント・バンカーAlderbrando, Gui Rollandi, Barthèlemy Guidi にピザ貨で933ポンド 6 シリング 8 ペンスを貸し付け、5月のシャンパニユのプロヴァン大市あるいはその〔決済〕日に、400ポンド・プロヴァン貨を、ピザのマーチャント・バンカーAnselme Clarent と Aubert Donodei あるいは彼らの共同事業者あるいは指図人に返済するという契約を結んだ(注47)。

この取引は表面的には相殺取引であって、二つの為替手契約の支払日の違いを無視すればなんらの実体をもたないように見える。だが、この相殺取引の前者(1A)で表現されているのは、6月の中旬にピザのマーチャント・バンカーAnselme Clarent と Aubert Donodei が、シエナのマーチャント・バンckerAlderbrando, Gui Rollandi, Barthèlemy Guidi に、ピサでピサ貨933ポンド 6 シリング 8 ペンスを支払うことである。

一方(1B)では、5月のプロヴァン大市で、シエナのマーチャント・バンckerAlderbrando, Gui Rollandi, Barthèlemy Guidi は、ピサのマーチャント・バンckerAnselme Clarent と Aubert Donodei に400ポンド・プロヴァン貨を貸し付けられたことが示されている。

もちろん、この一対の為替契約でからでてくる因果関係は、プロヴァン大市でシエナのマーチャント・バンckerが貸し付けた為替資金をピサのマーチャント・バンckerが6月15日にピサで返済するという資金の国際的振替である。シエナのマーチャント・バンckerはシャンパニユの大市で生じたプロヴァン貨建の余裕資金をピサ貨に転換し、ピサのマーチャント・バンckerは、ピサ貨を提供することによって、シャンパニユで不足したプロヴァン貨を調達したといえる。それはまた、シエナのマーチャント・バンckerがプロヴァン貨でもっていた債権をピサ貨による債権に転換したことでもある。

(注46) *Ibid.*, p.207 [n°. 816].

(注47) *Ibid.*, pp.207-208 [n°. 817].

このような5月のプロヴァン大市における為替資金の調整は、同じ日にシエナのマーチャント・バンカー相互でも行われている。前記の Aldebrando, Gui Rollandi と Barthèlemy Guidi が別のシエナ人マーチャント・バンカーにプロヴァン貨を貸し付けている。

(2A) シャンパニュ貸付＝シエナ返済の為替契約 [日付：1248年5月29日，
契約地：マルセーユ]

シエナのマーチャント・バンカー Gui Destagio は、彼および彼の共同事業者達 (associés) のために、シエナのマーチャント・バンカー Aldebrando, Gui Rollandi と Barthèlemy Guidi から3000ポンド・プロヴァン貨を借り入れ、シエナで、小シエナ貨712ポンドを後者あるいは彼らの共同事業者あるいは指図人に支払うと約束している（注48）。

(2B) シエナ貸付＝シャンパニュ返済の為替契約 [日付：1248年5月29日，
契約地：マルセーユ]

シエナのマーチャント・バンカー Aldebrando, Gui Rollandi と Barthèlemy Guidi は、シエナの商人 Gui Destagio から小シエナ貨712ポンドを借り入れ、その対価300ポンド・プロヴァン貨を、特別の理由がないかぎり、プロヴァンの大市あるいはその〔決済〕日に後者またはその共同事業者または指図人に支払うことを約束している（注49）。

この場合、シエナのマーチャント・バンカー Aldebrando, Gui Rollandi と Barthèlemy Guidi が、300ポンド・プロヴァン貨を5月のプロヴァン大市で貸し付けたのは事実であろう。その対価として小シエナ貨712ポンドを同じシエナのマーチャント・バンカー Gui Destagio から返済を受けることになるが、その日時は明記されていない。たぶん一覧払い (à vue) であったであろう（次の（3A）と（3B）を参照）。Aldebrando 等のマーチャント・バンカーはプロヴァン債権をシエナ債権に、Destagio はプロヴァン債権を取得する取引である。シャンパニュとシエナで直接債権を振り替えず、わざわざマルセーユを介在させて迂回的に行っている。

(注48) *Ibid.*, p.208 [n°. 818].

(注49) *Ibid.*, p.209 [n°. 819].

次の事例では、シエナの別のマーチャント・バンカーがピサのマーチャント・バンカーにプロヴァン貨を貸し付け、ピサ貨で支払いを受けている。それによって、シエナのマーチャント・バンカーはプロヴァン貨債権をピサ貨債権に移転している。

(3A) シャンパニュ貸付＝ピサ返済の為替契約 [日付：1248年5月29日，契約地：マルセーユ]

シエナのマーチャント・バンカーBrunet Turpiro と Rainier Rollandei は、プロヴァン貨200ポンドをピサの商人資本家Ancelme Clarent と Aubert Donodei に貸し付け、後者はピサ貨466ポンド13シリング4ペナントをピサで、一覧払いで(à vue)，前者 Brunet Turpiro と Rainier Rollandei または Henri Scoti または Olive Rollandi または指図人に支払うことを約束した(注50)。

(3B) ピサ貸付＝シャンパニュ返済の為替契約 [日付：1248年5月29日，契約地：マルセーユ]

ピサの商人資本家Ancelme Clarent と Aubert Donodei は、シエナのマーチャント・バンカーBrunet Turpiro と Rainier Rollandei にピサ貨466ポンド13シリング4ペナントを貸し付け、後者は、特別の理由がないかぎり、プロヴァンの大市あるいはその[決済]日に、前者または彼らの共同事業者(associés)または指図人に支払うことを約束している(注51)。

ここでは、5月のプロヴァン大市で、シエナのマーチャント・バンカーBrunet Turpiro と Rainier Rollandei がピサの商人資本家Ancelme Clarent と Aubert Donodei あるいは共同事業者等にプロヴァン貨を貸し付け、後者がピサでその対価を一覧払いで支払うという貸借関係、したがって大市で発生したプロヴァン貨建資金の調整を示している。

上にみた3組の対となった為替契約——(1A) と (1B), (2A) と (2B) および (3A) と (3B) ——は、5月に開催されたプロヴァンの大市でプロヴァン貨を貸し付け、ピサあるいはシエナで返済するというものであった。とこ

(注50) *Ibid.*, p.210 [n°. 821].

(注51) *Ibid.*, p.210 [n°. 822].

ろが、同じ日に同じ公証人のもとで締結された次の対をなす為替契約——(4A) と (4B) ——は、今日の先物契約に似た性格をもっている。

(4A) ピザ貸付＝シャンパニュ（トロワ）返済の為替契約 [1248年5月29日，契約地：マルセーユ]

この為替契約では、シエナのマーチャント・バンカーGuidalot Guidi と Berthélemy Aldebrandini が、シャンパニュのトロワの6月の大市で、ピサのマーチャント・バンカーAnselme Clarent と Aubert Donodei またはその共同事業者 (associés) または指図人に、「後者によって前者にピザで支払われる、ピザ貨466ポンド13シリング3ペンスの為替契約の対価として」、プロヴァン貨200ポンドを支払うことを約束している (注52)。

(4B) シャンパニュ（トロワ）貸付＝ピザ返済の為替契約 [1248年5月29日，契約地：マルセーユ]

ピサのマーチャント・バンカーAnselme Clarent と Aubert Donodei が、ピサで、7月15日に、シエナのマーチャント・バンカーGuidalot Guidi と Berthélemy Aldebrandini またはかれらの共同事業者 (associés) または指図人に、「トロワの6月の大市で後者が前者に支払う200ポンド・プロヴァン貨の為替契約の対価として」、シエナ貨466ポンド13シリング3ペンスを支払うと約束をした (注53)。

この**4A** と **4B** からわかるることは、実際に行われる貨幣的取引は、シエナのマーチャント・バンカーGuidalot Guidi と Berthélemy Aldebrandini がピサのマーチャント・バンカーAnselme Clarent と Aubert Donodei に200ポンドのプロヴァン貨を貸し付けるのは、シャンパニュ（トロワ）の大市、すなわち6月であった。その見返りに後者が、7月15日に、シエナで、前者、その共同事業者あるいは指図人に支払うと約束した。

以上4つの事例からわかるように、イタリア人マーチャント・バンカーは、国際商品取引の中心地であるシャンパニュの大市とイタリア諸都市との間の資金調整を、マルセーユのような第三の土地（商業中心地）で積極的にお

(注52) *Ibid.*, pp.211-212 [n°. 825].

(注53) *Ibid.*, p.212 [n°. 826].

になっていた。

このことは、第一に、シャンパニュでもつプロヴァン貨による貨幣的債権が、マーチャント・バンカーを通してイタリア諸都市の貨幣的債権に転換されたことを教えている。問題は、なぜマルセーユという第三の商業中心地を迂回するかたちで余剰あるいは不足する為替資金を調整したかにある。

1209年にフランス王は貨幣的債権をシャンパニュのある大市から次の大市に向けて振替調整することを容認していた。また、1222年にはシエナの商人に金融取引をすることが許可された(注54)。それゆえ、この金融取引がシャンパニュからシエナへの戻し為替契約であるとすれば、1222年以降シエナを中心にイタリア諸都市のマーチャント・バンカーは、シャンパニュとイタリア諸都市との為替資金の移転を直接展開できた筈である。しかし、フランス王は大市間の繰延決算を金融業務として専門的に行うことと許しただけで、戻し為替によるシャンパニュとイタリア諸都市間の為替資金の調整を認めていなかった。それゆえ、その間の調整はマルセーユなど第三の商業中心地を媒介して迂回的におこなわれたと考えられる。実際、シエナのマーチャント・バンカー相互の間でもマルセーユを介在させて資金移転をおこなわれていた [(2A) と (2B)]。

第二に、(4A) と (4B) からわかるように、シャンパニュとイタリア諸都市間の資金移転は、現在のスポット取引ではなく、将来の先物取引としても存在している。

このようにマルセーユで作成されたシャンパニュの大市とイタリアの商業中心都市との間の為替契約は、現在の余剰ないし不足資金の国際的移転だけでなく、将来の資金需給を予測した資金操作でもあった。これが直接シャンパニュとイタリア本国でおこなわれず、第三の地域でおこなわれるのか、このことについては、シャンパニュの大市の決済を扱う第5節5.1 (4) で検討する。

(注54) C. Verlinden, "Markets and fairs," in M. M. Postan, E. E. Rich and Miller, E. (eds.), *The Cambridge Economic History of Europe*, vol.III (*Economic Organization and Politics in the Middle Ages*), Cambridge, 1966, p.128.

4 マーチャント・バンカーとシャンパニュを巡る為替取引 ——為替契約の進化とヨーロッパ世界への普及

4.1 ジェノヴァ織物取扱商のマーチャント・バンカーへの転化

すでにみたように、12世紀後半にはフランドルなど地中海の北方で生産される織物は、アスティなど北イタリアのキャラヴァン商人によってシャンパニュ大市からジェノヴァに持ち込まれ、多くはジェノヴァの地中海・オリエント產品を取り扱う地中海貿易商を通して、地中海地方に売り捌かれた。しかし、ジェノヴァで輸入された織物を加工し、それが地中海地方に再輸出されるようになると、通商の組織に変化があらわれた。

12世紀末から13世紀にかけて、シャンパニュの大市で自分の勘定で大規模に取引をする大手織物取扱商が出現した。外国貿易を手懸ける、この新しい商人層の台頭は、フランドルの織物を再加工して地中海に販売するという製造業の成長と関係していた。アスティの商人が地中海・オリエント產品を取り扱うジェノヴァの地中海貿易商に直接織物を預託できるのは、加工の必要がない場合だけである。北部イタリアとりわけアスティ商人のようにシャンパニュ大市を経由するか、アラス (Arras) の商人のようにフランドルからの直接ルート(注55)で運ばれてくるかは別にして、織物がジェノアで染色・加工されて地中海沿岸で販売されるようになると、キャラバン商人はジェノヴァの織物取扱商と結びつきを密にするようになった。実際、12世紀末には、すでに指摘したことだが、キャラバン商人は信用貸しで加工織物業者と頻繁に取引していた。

12世紀末になると、ジェノアの大手織物取扱商は、アスティのキャラバン商人からフランドルの織物を購入するという受動的立場を返上し、逆に彼らを購買代理人（委託代理商）として使用し、シャンパニュの大市で恒常に自己勘定による織物の取引を始めるようになった。その最初の証拠は古文書上では1190年にみられた（注56）。しかし、当時はまだ、織物取扱商の販路

(注55) R. L. Reynolds, "Merchants of Arras and the overland trade with Genoa . Twelfth century," *op. cit.*, pp.495-533を参照。

(注56) R. L. Reynolds, "Genoese trade in twelfth century," note 6 at p.368.

は、ジェノヴァあるいはイタリア内部が中心で、きわめて重要であった地中海地方への織物の再輸出は権力をもつ裕福な地中海貿易商（地中海・オリエント产品取扱商）の手に委ねられていた（注57）。キャラバン商人がシャンパニユに向けて地中海・オリエント产品を急いで入手したいときには、大貿易商社である地中海・オリエント产品取扱商に織物を預託し、その見返りに次の大市払あるいは次々回の大市払（それができないときには大市からジェノヴァに帰還した際の支払）という条件のもとでシャンパニユで販売する地中海・オリエント产品を受託した。レイノルズ（Reynolds）は、この取引を「キャラバン商人は・・・・・大輸入商から『貸付（loans）』を受け、後者に織物を預託することができた」と表現している。キャラバン商人が直接商船隊を持つ商人とソキエタスやアコモンダチオなどの海上貸付契約をむすび、地中海・オリエント产品を取り扱う地中海貿易商と提携しないで再輸出するのは、許されない「ルール違反」であった（注58）。

当時すでに、ジェノアの地中海・オリエント产品を取扱う地中海貿易商のほかに、キャラバン商人から織物を「組織的に（systematically）購入する」織物取扱商がいた。これは、マーチャント・バンカーあるいは為替取扱商（*bancherius or cambitor*）とよばれた商人資本家のグループで、彼らはキャラヴァン商人から織物を買うか、ジェノヴァを離れることなくアスティのキャラヴァン商人をパートナー（委託代理人）として使用し、シャンパニユから定期的に織物を輸入した。また、輸入した織物（もちろん加工されるものも含めて）を規則的に地中海地方に販売した（注59）。

1197年の1年間に、ジェノヴァの織物商兼為替商ベルトラムス・ベルタルドゥスとアスティのキャラヴァン商人ウィリエムス・スカラップス（Williel-

(注57) R. L. Reynolds, "The market for northern textiles," *Revue belge de philologie et l'histoire*, tome 3, 1929, pp.848-49.

(注58) R. L. Reynolds, "Genoese trade in twelfth century," p. 376.

(注59) レイノルズ（R. L. Reynolds）は、このようなマーチャント・バンカー（*bancherius*）ないし為替銀行家（*bancherius or cambitor*）として、銀行家アンフュス（Anfussus *Bancherius*）と為替銀行家ベルトラムス・ベルタルズ（Bertramus Bertaldus *Bancherius or Cambitor*）をあげている（*Ibid.*, p 375）。

mus Scarampus) とは、パートナーシップを組んで、次のような取引をした。

- (1) スカラップスがシャンパニュの冬の市で自己の勘定で買った織物をベルトラムスに持ち込み、総額665ジェノヴァ・ポンドの代金として21枚の債務証書を受け取った。
- (2) ベルトラムスは、自己勘定でその織物を売り、総計205ジェノヴァ・ポンドの7枚の債務証書を受け取った。
- (3) ベルトラムスは、自己勘定で貸付をし、総額155ジェノヴァ・ポンドの債務証書を5枚受け取った。これらの何枚かは高金利で貸し付けられた小額の貸付であったが、残りは商人にあてた貸付で低金利であるが高額であった。
- (4) ベルトラムスは、自己勘定でシャンパニュの大市で支払を受けるという約束で貸付をした。もっとも、彼がシャンパニュに行くことはなかったが、シャンパニュのプロヴァン金貨6ポンドを支払うという債務証書を受け取った [シャンパニュ大市払為替契約]。
- (5) スカラップスとベルトラムスとは、共同で織物を売り、総額175ジェノヴァ・ポンドに上る5枚の債務証書を受け取った。ある販売は前者が、別の販売は後者がおこなったようにみえる。
- (6) スカラップスとベルトラムスとは、シャンパニュの春の大市で返済を求めている200プロヴァン金貨を1枚の債務証書と引き換えに貸し付けた。借り手であるピアツェンツァのマーチャント・バンカー（アンゴソーラ）は、シャンパニュで支払を受ける前に、そのパートナー [銀地金をシャンパニュで販売するジェノアの地中海貿易商であると思われる] が彼あるいはシャンパニュで彼の業務を代行をする代理人に向けて積み出した銀地金という巨額の「担保」(注60)にもとづいて資金を調

(注60) ピアツェンツァのマーチャント・バンカーであるアンゴソーラは、シャンパニュで販売するためにジェノヴァの商人資本家（地中海・オリエント産品取扱商）が積み出した銀地金を「担保」(pledge) として資金を調達したと、レイノルズはいっている。これは、ジェノヴァの地中海・オリエント産品取扱商の一時的な委託代理商であるアンゴソーラが、この契約に先行してシャンパニュから持ち込

達した。この場合、ベルトラムスはもちろんキャラバンを組織しているスカラップス自身もシャンパニュに出向かなかつたので、別の人間(多分当時ジェノヴァにいなかつたスカラップスの代理人レアルヴェンゴ)がシャンパニュでこの債権を処理したと思える [シャンパニュ大市払為替契約]。

- (7) スカラップスとベルトラムスはマーチャント・バンカーであるド・セラ (De Serra) [彼は12世紀末当時ベルトラムス・ベルタルドゥスと並ぶ二大織物商社のひとつを経営していた] と提携し、後者は複雑な業務で代理人として働くことに同意した。
- (8) スカラップスは、[マンフレデュス] ド・セラ [ジェノヴァの織物取扱商で、マーチャント・バンカー] と債務証書に記された金額を共同で取り立てるために提携した。それはシャンパニュでレアルヴェンゴによって取り立てられ保有された。両者は、債務証書を手に入れ、支払を免除された債務者にそれを引き渡すこと、およびそれが完了するまで、後者とレアルヴェンゴの間に介在することに同意した。
- (9) アスティの商人資本家であるスカラップスはアスティの商人ノヴェルスとパートナーシップを組んで織物を販売し、額面総額77ジェノヴァ・ポンドの2通の債務証書を手にした。
- (10) アスティの商人ノヴェルスは織物を売った (額面総額が58ジェノヴァ・ポンドの2通の債務証書) が、ベルトラムスが彼のパートナーとしてそれに4分の1の利権 (interest) を持つた。
- (11) ノヴェルスがベルトラムスから彼らが共同事業 (joint partnership) でシャンパニュで作った貸付のうち後者の利権を買った [共同貸付されたシャンパニュ大市払為替契約が大市で单一の取立債権に集約]。
- (12) スカラップスはペトルスおよびアルヴェンゴと締結したパートナー

んだ貨物 (織物など) を前者に預託していると考えればわかりやすい。

中世には第三者への担保の譲渡は存在しなかつたし、銀地金は担保として保有されたのではなく、販売を委託された商品にすぎなかつた。この委託商品が実質的に担保的価値をもつたのは、アンゴソーラが自分の貨物 (織物など) を公正証書の形式で銀地金の所有者に預託 (貸付) しているからである。

シップを代表してジェノヴァで織物を販売し、総額43ジェノヴァ・ポンドの2通の債務証書を手にした（注61）。

ここに登場するアスティの商人スカラップスは、自身シャンパニユの織物取引に出資をする商人資本家であり、長期間ジェノヴァに滞在することもあった。彼は、アスティの他の商人を委託代理商として使用し、シャンパニユの織物取引をしていた〔(1), (5), (9), (12)〕。また、ジェノヴァでシャンパニユ払いの為替契約の貸し手であった〔(6)〕し、ジェノヴァで一般的な貸付業務もおこなっていた〔(7), (8)〕。

一方、ジェノヴァのマーチャント・バンカー（*Bancherius or Cambitor*）ベルトラムス・ベルタルドゥス、は織物を売買する〔(1), (2), (5), (10)〕とともに、貸付〔(3), (7)〕やシャンパニユの大市払為替契約〔(4), (6), (11)〕の資金供与者であった。このベルトラムス自身ももともとはジェノヴァ人ではなく、フランスのプロヴァン出身の商人であった。

4.2 マーチャント・バンカーと積極的な為替取引

——為替取引、資金貸付、為替資金の振替・調整、公的信用への関与

(1) 一時的アコメンダチオから永続的アコメンダチオへ

13世紀にはいると、ジェノヴァ織物取扱商は、キャラヴァン商人を委託代理商として雇用し、シャンパニユから北部の織物を輸入して、それを織物職人の手で加工する一方、加工織物を地中海地方で販売した。

12世紀後半当時、ジェノヴァの地中海貿易は貴族やその階層と結びついた商人資本家、すなわち地中海貿易商に独占され、異邦人である北イタリアや北フランスのキャラヴァン商人が、彼らの手を経由せずに委託代理商を使って、地中海地方に織物を売りさばくことは「ルール違反」であり、事実上禁止されていた。

ところが、新しく台頭してきたジェノヴァの織物取扱商兼銀行家、とくに二大織物取扱商社といわれたベルトラムス・ベルタルドゥスとマンフレデュス・ド・セラは、ジェノヴァで加工した織物を地中海地方に積極的に販売し

(注61) *Ibid.*, note 1 at pp.378-379.

た(注62)。彼らは、ソキエタスあるいはアコメンダチオの形態で、地中海通商に出向くジェノヴァ商人（旅商）に織物の販売を委託した。織物取扱商は海上交易の危険を避けるために、積荷を分散した。典型的なやり方としては、一人の運送業者に預ける貨物を10ジェノヴァ貨にとどめて多くの商船に分散をし、海外にいる共同事業者（アコメンダチオ契約をしている委託代理商）に送り状を発送した。このような取引は年間12回行われ、ジブラルタル海峡からコンスタンティノープルまで地中海全域にわたっていた（注63）。

シャンパニュの大市と地中海の商業中心地をつなぐ通商のルート、とりわけ新興の織物取扱商による織物輸入（シャンパニュ⇒ジェノヴァ）とジェノヴァで加工した織物の輸出（ジェノヴァ⇒地中海地域の商業中心地）という織物取引の連鎖は、新しい商業組織の形成に支えられていた。この新組織は、また委託代理商が外国の商業中心地に長期間滞在するという性向と結びついており、いうなれば商人資本家（出資者）と委託代理商（業務執行者）とを分離させた片務的コムメンダ（ジェノヴァのアコメンダチオとヴェネツィアのロガディア）がいっそう進化した形態であった。

すでにみたように、出資者としての商人資本家は、業務執行者である委託代理商を自分の指揮下において貿易取引をしただけでなく、自分とは反対の方向で貿易取引をする商人資本家と為替契約を締結して他所払貨幣貸借をした。その際、出資者である商人資本家は委託代理商を為替資金の取立代理人（為替資金の貸し手側）あるいは支払代理人（借り手側）にし、商品取引だけでなく、為替という金融取引にまで本人=代理人関係を形成した。

(注62) 12世紀末（1197年と98年）の記録によると、ジェノアのマーチャント・バンカーのうちでもっとも裕福であった二つの商会ベルトラムス・ベルタルドゥス（Bertramis Bertaldus）とマンフレデュス・ド・セラ（Manfredus de Serra）は、ともにシャンパニュから織物を仕入れ、地中海地方に販売する織物取扱商であった（M. N. Hall, “Early bankers in Genoese notarial records,” *Economic History Review*, vol.6, 1935-36, p.77）。

(注63) バーン（E. H. Byrne）は、ソキエタスおよびアコメンダチオのジュニア・パートナー（業務執行者である旅商）を委託代理商(factor)とよんでいる（E. H. Byrne, “Commercial contracts of Genoese in the Syrian trade of the twelfth century,” *The Quarterly Journal of Economics*, vol. 31, 1916, pp.128-170）。

シャンパニュから織物を輸入する際には、地中海・オリエント産品を取り扱う地中海貿易商にシャンパニュで返済するという条件で資金を貸し付け、織物を購入する委託代理商にその取立をさせた。また、織物を輸出する際には、販売先で返済する約束で資金を借り入れ、委託代理商に売上金で返済させた。

貿易取引と為替資金取引というマーチャント・バンカー業務の重層性が、アコメンダチオという一時的な本人・代理人関係を超えて、永続的な「本支店組織」を誕生させる契機となった。

アコモンダチオは一回の航海で合理的な時期にジェノヴァに直接帰港するという一時的契約が通常であったが、12世紀末にかけて、ジェノアの多くの委託代理商はシリアに長期間滞在し、売上金をジェノヴァに送る契約を結んでいた。彼らはこの期間ずっとジェノアの出資者の資本を手許に持ち続けて、すこしづつ使っていったのではない。逆であって、この期間委託代理商は売上金をジェノアに送り続けていたのであり、このような委託代理商の常駐は13世紀になると貿易取引の組織として普及していった（注64）。

長期滞在の場合は売上金と利潤を本国の出資者に送金する契約を結んでいるわけであるが、この背景には貿易活動における出資と商事機能の分離だけではなく、アコメンダチオ契約として委託代理商が従来行ってきた貿易商事機能そのものにも変化があらわれた。つまり、現地との貨物の輸送を担う運送業務と現地で貨物の購買・販売及び為替資金の取立あるいは支払を行う商業業務及び為替業務とに機能的に分離しつつあった。

また、現地に留まる委託代理商が貨幣をそのまま送金したということは考えられない。アコメンダチオ契約の出資者（織物取扱商）は、本国ジェノヴァ

(注64) *Ibid.*, p.159.

12世紀の末に、幾人かの販売委託代理商は、現地に長期間滞在し、現地に駐在して売上金をジェノヴァに送る目的で出航した。「1191年に数人の委託代理商(factors)はジェノヴァにあてて彼らの取引商品の売上金を送金することを認められた。……1203年と1205年の〔アコメンダチオ〕契約の大部分は、この認可を受けていたが、公証人がときにその条項を挿入するか、削除したりしているので、たんなる法制的形式ではなかった。」(*ibid.*, note 2 at p.159.)

で地中海貿易商と為替契約を締結したが、現地に滞在する前者の販売委託代理商が返済を代行し、後者の購買委託代理商が貸付金の取立代理人として受けとっていた。

(2) イタリア人マーチャント・バンカーと金融的「本支店網」の形成

13世紀の初めには、地中海地域にジェノヴァの商人資本家と委託代理商との間に結ばれた永続的なアコメンダチオ契約（「本支店組織」）は、長期に外国に滞在して商品の売買に専念するという商事機能だけでなく、商人資本家と委託代理商が、別の機能すなわち貸付と為替の機能をもった本人・代理人関係を形成したことを意味していた。本国と出向先という点と点をつなぐ直線的関係ではあったが、貿易取引と貨幣貸借・為替（金融取引）という二つの異なる業務分野で、「本支店」ネットワークが出現したのである。

このような「本支店」関係は13世紀になるとシャンパニユの大市交易でも出現した。まず、ジェノヴァでは、地中海に向けた織物の輸出は、13世紀にはいると、外来のキャラバン商人と地中海貿易商との間の相互信用供与という枠組から織物加工業者を傘下におさめるジェノヴァ在住の織物取扱商の手に委ねられるようになった。一方、このような力関係の変化を映して、ジェノヴァとシャンパニユの織物輸入取引もアコメンダチオ契約に似た商人資本家（織物取扱商）と委託代理商（キャラヴァン商人及び商船隊商人）の関係で展開された。

1209年にシャンパニユの大市では、特定の大市で決済できなかった債権を次の大市で決済をする大市間繰り延べ決済が容認された。このような債務残高の決済という金融取引が普及していくと、シャンパニユの大市に継続的に滞在する委託代理商が必要であり、かつ本人である本国のマーチャント・バンカーに代わって次の大市まで債権を留保し、繰越決済をするという重要な職務を委託代理商が担うことになった。この金融代行機能を一回限り契約をする人物に任したとは到底考えられず、永続的なアコメンダチオ契約の存在がみえてくる。

イタリア本国とシャンパニユの大市との間、イタリア本国と地中海地域の商業中心地との間で点と点をつなぐ線の関係で形成された永続的な「本支

店」関係が、大市における振替決済システムとが結合した。その結果、そこには「商業中心地と大市をつなぐ遠隔地間為替決済」だけでなく、「その決済の軸心として機能する大市の集中的振替メカニズム」があらわれ、一つの巨大な決済空間が形成されることになった。

このような金融決済組織の発展を髣髴とさせたのが、前にみた(3.3)ピア・チェンツァとシエナ、あるいはその他の諸都市のマーチャント・バンカーがマルセーユを舞台に展開した多角的な為替資金の振替・移転であった。ピア・チェンツァやシエナのマーチャント・バンカーは、シャンパニュの大市やイタリア諸都市、さらには南フランスの諸都市との間で積極的な為替契約を結んで資金を移転させたが、その際、彼らは共同事業者(*associés*)および指図人払(*à ordre*)という文言を盛んに使っていた。これは、貸し手自身が遠隔地で支払いを受けるのではなく、現地に長期間滞在する永続的な業務執行者(委託代理商)の存在だけでなく、第三者への口頭による債権の移譲が存在したことを示している。「指図人払(*à ordre*)」という文言は、今日では第三者に債権を譲渡する場合に用いられているが、当時はそのような債権の譲渡は許されていなかった。これは、本国で貸し付けた為替資金の返済を受ける権利(債権)をもつ貸し手(マーチャント・バンカー、実質的にはその現地代理人である共同事業者)が、大市でその債権を口頭で確認し、両替銀行家の帳簿に振替相殺するための措置であったと思われる(注65)。

永続的な「本支店」網の形成によって、為替契約は商品取引にともなった真正の為替取引だけでなく、資金の貸付やマーチャント・バンカー相互間で

(注65) セユウ(Sayous), ド・ローヴァー(R. de Roover)およびデ・マレ(des Marez)は、指図人払(*à ordre*)あるいは持参人払が近代的な譲渡と関係していると考えてはいない。「持参人」文言は、13世紀には一般的に用いられていたし、明確な意味をもっていなかった。それは、借り手が、貸し手のパートナーである委託代理商、代理人、あるいは信頼できる受け取り代行者に法的に有効は形で支払ができるための方便と考えている(A.-É. Sayous, "L'origine de la lettre de change: les procédés de crédit et de paiement dans les pays chrétiens de la Méditerranée occidentale entre le milieu de XIIe siècle et celui du XIIIe," *Revue historique de droit français et étranger*, 4e série, tome 12, 1933, p.95; R. de Roover, *Money, Banking and Credit in Medieval Bruges: Italian merchant*

おこなわれる為替資金の移転や調整にも使用された。さらに、マーチャント・バンカーは、商人だけでなく、王侯貴族に対する貸付や公的資金の移転も積極的におこなった（注66）。

4.3 為替取引の拡張とシャンパニュの大市

——ヨーロッパ商業の回廊と地中海を越えた為替契約の波

(1) イタリア商人資本家の地中海＝シャンパニュ市場での台頭

12世紀後半に地中海・オリエント産品の貿易で為替契約が出現し、この時期から13世紀にかけてフランスのシャンパニュの大市が織物などヨーロッパ大陸の北部の産品と地中海・オリエント産品の集積場として繁栄した。マーチャント・バンカーは、シャンパニュと地中海地方との貿易、すなわち遠隔地貿易を中継する商人資本家とその貿易で為替契約をおこなう為替取扱資本という二つの顔をもって、歴史の舞台に登場した。

12世紀後半、フランドルのブリュージュは、北ヨーロッパ（英國、北海、バルト海）とフランスのシャンパニュとを結ぶ要衝であり、このルートは

-bankers, lombard and money-changers: A study in the origins of banking, p.51 ; G. des Marez, *Letter de foire à Ypres au XIIIe siècle: contribution à l'étude des papiers de crédit*, Bruxelles, 1901, p.33を参照されたい)。

私が、「指図人」文言（à ordre）を大市の両替商ないし両替銀行家と関連付けるのは、シャンパニュなど大市に宛てた為替契約では、貸付金の返済を受ける委託代理商、金融代理人以外の人物が、「指図人」として明記されているからである。

たとえば、シャンパニュ大市払の受取人は、「Raymond Brasfortsあるいはその同事業者あるいは彼らの指図人」（《à Raymond Brasforts ou à son associé ou leur ordre》）という文面から、現地にいる委託代理商（son associé）に指図されて第三者が、両替銀行家の帳簿を介して、債権を受け取っていたと思われる。

（注66）シエナのマーチャント・バンカーは、法王庁と緊密な金融的関係をもつた。また、ジェノヴァでも、マーチャント・バンカーが十字軍に遠征し、シリアに滞在したフランスの聖王ルイの資金を移送した（A. -É. Sayous, “Les mandats de Saint Louis sur son Trésor et le mouvement international des capitaux pendant la septième Croisade (1248-1254),” *Revue historique*, tome 167, 1931, p.271 et seq.）。

ハンザ商人が独占していた。一方、ジェノヴァでは、地中海地方とシャンパニユとを結ぶ交易の要であったが、地中海・オリエント産品の取引はジェノヴァの貴族および彼らとパートナーを組む大手貿易商とに専断されていた。つまり、ジェノヴァの貴族層からなる巨大な貿易商は、旅をする商人（商業機能資本）とパートナーシップを結び、地中海交易を専ら行っていたので、シャンパニユとの交易はジェノアの商人ではなく、その周辺に位置するイタリア北部の商人、とりわけアスティのキャラバン商人の手中にあった。

このキャラバン商人の役割は、北ヨーロッパと地中海地方を連結するヨーロッパの回廊、シャンパニユの大市で、フランドルやフランスの商人が持ち込む羊織物や麻織物を手に入れ、それをジェノヴァで売りさばくことであった。その一方で、地中海・オリエント産品を取り扱うジェノヴァの地中海貿易商から預託商品を受けとり、シャンパニユで代理販売をした。いいかえると、キャラバン商人はシャンパニユとジェノヴァの間で北の産物と地中海・オリエントの産品を運搬するシャトルの役割をしていた（注67）。

12世紀末から13世紀にかけて、ジェノヴァには二種類の貿易商社が存在した。ひとつは地中海・オリエント産品を独占的に取り扱っていた大手貿易商社であり、いまひとつはシャンパニユから持ち込まれる織物を職人に加工させ、それを地中海地方に売りさばく織物取扱商であった。彼らは、ともに貿易活動に必要な資金（あるいは貨物）を出資する商人資本家であり、商船隊あるいはキャラバン隊を率いて貿易活動を実際に取り仕切る委託代理商を指揮下においていた。これら委託代理商の集団は、大手貿易商社の業務執行者として地中海で商品を買い付けただけでない。織物取扱商（*draperii*）（注68）

(注67) Henry Pirenne, *Le mouvement économique et social au moyen âge du XIe au milieu du XVe siècle* (Histoire du moyen âge, tome viii), Paris, 1933, p. 122 et seq および R. L. Reynolds, 'Genoese trade in the late twelfth century,' *Journal of Economic and Business History*, vol.3 (1930-31), pp. 362-364.

(注68) 織物商あるいは織物取扱商（*draperii*）の語源は、*drapi*（すなわちアルプス越えの羊毛製品：trans-Alpine woolen）からでている（R. L. Reynolds, "Genoese trade in the late twelfth century, particularly in cloth from the faires of Chanpagne," *Journal of Economic and Business History*, vol. 3, 1930-31, p. 369）。

もジェノヴァで加工した織物を地中海地方で販売するために旅商とパートナーシップをむすんだ。

13世紀になると、イタリア人マーチャント・バンカーが台頭するなかで、これら商船隊を率いる商人やキャラヴァン商人は、ジェノヴァだけでなく、為替契約を積極的におこなった北イタリア諸都市あるいは南フランスでも、貨物運搬業者としてマーチャント・バンカーの傘下に入り、貿易・為替・貸付の業務は永続的な「本支店組織」で行われるようになった。

(2) シャンパニュの北方（フランドル地方）の担保型為替契約

——13世紀後半のイーブルの大市払債務証書

13世紀前半まで為替契約による取引がみられなかったシャンパニュの北方、フランドル地方で、13世紀後半に担保を付帯した為替契約が積極的におこなわれるようになった。それは、19世紀末にフランドル地方の商業中心地であったイーブル (Ypres) で大量の大市払債務証書が発見されたことから明らかになった。

イーブルの商人たちは、シャンパニュの大市とハンザ商人の北方商業圏の入口であるブリュージュ (Bruges) との交易、シャンパニュの大市とフランドル（織物生産地）にある商業中心地（リール、イーブル、トルウ (Thorout), メシネなど）をつなぐ交易を行っていた。

フランス国境に近いベルギーの都市イーブル (Ypres) で、大市払債務証書——シャンパニュやその他の大市を支払地とする債務証書 (*littera obligatoire*) であり、デ・マレ (G. Dez Marez) は大市手形 (*lettre de foire*) と債務証書 (*lettre obligatoire*) という二重の命名がふさわしいといっている——が大量に発見された。これを、デ・マレは大市債務証書とよんでいるが、その実体は担保型為替契約である。大市債務証書には大市で支払うことを条件とした貸付（為替契約）と同時に、担保商品が明示され、加えて「指図人払 (à ordre)」と同じ性格をもつ「持参人 (porteur)」払の条項をもつていた（注69）。

イーブルで発見された担保型為替契約が大市払債務証書といわれる所以は、支払い場所にある。支払地は、イタリア人商人資本家が関与しない地域であ

りハンザ商人がもたらす北欧の產品、フランドルの織物およびシャンパニユから流れてくる地中海・オリエント產品が出会うシャンパニユ並びにその北方の商業中心地であった。その商圈は大市が開かれるシャンパニユの4つの都市、バル・シュ・ローブ (Bar-sur-Aube), レニイ (Lagny), プロヴアン (Provins) とトロワ (Troyes) を核に、フランドルのリール (Lille), イーブル, ブリュージュ (Bruges), トルウ (Thourout), メシナ (Messines) という大きな商業中心地にある大市であり、ハンザ商人との接触が強いブリュージュは13世紀後半から、また英國の大市も13世紀末には支払地になっていた。

イーブルでは、シャンパニユにあてた大市債務証書だけでなく、逆にシャンパニユからイーブルにあてた債務証書が存在した。イーブルの商人は商品売買の旅に吏員 (clerc) を同伴した例もあった。その吏員がシャンパニユで作成し、イーブルで返済されるはずの債務証書が係争の対象となり、文書

(注69) G. des Marez, *Lettre de foire à Ypres au XIII^e siècle: contribution à l'étude des papiers de crédit*, Bruxelles, 1901, pp.51-55.

これは、イーブルで13世紀の後半（1249年から1291年の期間）に使用された古文書で、8千通に上っている。初期のもの（1250年の書類）でも形式が定まり、簡素化されているので、それ以前から使用されていたとも考えられるが、手紙の本文には、次の項目が記されている。

大市払債務証書の内容は、骨組としては次のようにあった。
「姓名、職業、地位（ブルジョワ borgois など）および出身地。債務額。当事者の指図。支払期日。ときに担保貨物 (plèges) の品名と細目。最後に、証人である振出地の官吏 [地中海地方の公証人と同じ機能を果たした] の姓名と日付。」

デ・マレによると、大市債務証書に「持参人 (porteur)」条項があるが、今日の為替手形にある持参人条項とは異質で、「明確な[法律的]意味」をもっていなかつたと指摘している (Dez Marez, *op. cit.*, p.33-39)。その点は、ド・ローヴァーも同じである (R. de Roover, *op. cit.*, p.51)。

これは、13世紀のイタリアの担保型あるいは支払保証型為替契約にもいえることで、借り入れた資金の「担保」として貸し手に商品を委託する場合ではなく、自分の共同事業者である委託代理商が販売する商品を支払保証の担保として提供する場合には、返済金の受取人は、出資者である商人資本家ではなく、その雇用者である委託代理商になるのが当然であった。この場合の指図人払 (à ordre)

に残っている(注70)。これは、商品取引とかかわらないイタリア商人が債務残高を相殺するために振り出した戻し為替あるいは乾燥為替というべきものであつたろう。しかし、イタリア国内と異なり、シャンパニュの大市、さらにフランドル地方でも大市決済の枠組からはずれて他の商業中心地との間で行われる、このような純粋な金融取引、つまり戻し為替契約は非合法であつたように思える。

5 シャンパニュの大市と為替の決済・調整メカニズム ——大市振替決済システムと為替契約による地域間決済

5.1 シャンパニュ大市と振替決済

——大市取扱商品および大市払為替契約の債権債務の振替相殺

(1) 國際商品市場としてのシャンパニュ大市

為替契約による資金の振替は、12世紀の半ばに地中海の海上貿易で発生したが、12世紀末から13世紀末にフランスのシャンパニュの大市であたらしい展開をみた。当初はシャンパニュ伯によって開かれ、13世紀にフランス王が多くの特権を与えて発展した国際定期市は、年に6回開催された。開催地はラニュイ・シュル・マルヌ (Lagny-sur-Marne), バール・シュ・ローブ (Bar-sur-Aube), トロワ (Troyes) およびプロヴァン (Provins) の4か所で、後の2つの都市では年に2回開催された(注71)。

条項は、資金の貸し手である商人資本家の委託代理商が貸付金を出資者の代理で取立をするというよりも、第4節4.2(2)で述べたように、貨幣的債権を大市の両替銀行家の帳簿を介して、第三者に移しかえるための方策であったと考えられる。

だが、イタリアでは、すでにみた支払指図型為替契約だけではなく、資金の貸付を表す為替契約でも、他の商業中心地にいる共同事業者あるいは指図人が受取人になる場合が一般的である。これは永続的な「本支店」関係の形成と関係していたと考えられる。

(注70) G. dez Marez, *op. cit.*, p.15.

(注71) 最初に開かれる一月大市はラニュイで1月2日から、バール・シュ・ローブでは告解の三か日の火曜日に(on Shrove Tuesday), 第1回のプロヴァンの大市は

この大市にはあらゆる国——フランス、イタリア、スペイン、スイス、サヴォイ、フランドル、ブラバント、ドイツなど——から商人が流れ込んだ。イタリアや南フランスの旅商は地中海・オリエントの物産（染料、明礬、皮革製品、香料など）を持ちこみ、フランドルやブラバントの毛織物、ドイツの麻織物、北部の毛皮製品と交換した（注72）。つまり、シャンパーニュは、北部ヨーロッパの產品がオリエントや地中海地方の商品と定期的に交換される国際的商品取引市であった。

フランス王フィリップ・オウギュスト（Philip Augustus）は、13世紀のはじめ（1209年頃）、シャンパーニュで開催する大市に参加する商人、とくにイタリア商人に安全通行券や次の大市までの期間債務の繰り延べを容認するという商法上の特権を付与し、交易の自由、諸国鑄貨の自由な流通を保障した。さらには大市で発生した紛争を簡略かつ迅速に処理する特別法廷を設置した（注73）。

1245年には、ローマ、トスカーナ地方、ロンバルジア（Rombard）地方のイタリア商人やフランスのプロヴァンス地方の商人は治外法権を認められ、大市の警察・司法権力（Gardes: fair wardens）からはずれて自らの警察・司法の制度をもった。いわゆるイタリア諸都市のコロニーがシャンパーニュの大市開催地に建設された。

シエナは1246年に恒久的な領事館を開設し、13世紀の半ばまでにイタリア諸都市もこれに続いた。領事は同郷の都市市民にその権威と権力を行使したが、自身の都市以外の外国の支配者たちと大市の司法のあり方について交渉する際には、彼らの都市、したがって市民を代表した。大市の法廷の前でも

キリスト昇天日（Ascension day）前の火曜日に、トロワの1回目の《夏市》（“hot fair”）は6月24日に、第2回目のプロヴァンス大市は9月14日に、最後のトロワの《冬市》（“cold fair”）は11月2日に、それぞれ開始された（G. A. J. Hodgett, *A Social Economic History of Medieval Europe*, London, 1972, p.80）。

(注72) Josef Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, 1928, SS.331-32 (J. クーリシェル, 伊藤栄・諸田實訳『ヨーロッパ中世経済史』369ページ).

(注73) C. Verlinden, “Markets and fairs,” *op. cit.*, p.128.

同じ態度であったし、紛争が高度な政治的問題をはらみ、パリの議会で取り上げられる場合でも、彼らの市民の利益を代弁した(注74)。領事を軸にしたコロニーの建設によって、イタリア人商人が商活動をし、イタリア本国のマーチャント・バンカーのために機能する永続的な組織をつくる法制的基盤ができた。

1275年以降の史料しかないが、シャンパニュの大市における商人の取引は、つぎのようであった。開催日から最初の8日間は大市への入場が許可され、それから10日間が織物の販売、11日間が皮革・皮革製品や生革の販売、19日間が重量単位で取引される商品の販売と債権債務をあらわす勘定の精算(settlement of account)であった。特にこの期間の最後の4日間は次の大市まで債務の支払を繰り延べる大市間債務証書(letters of fairs)の作成が認められた。結局ひとつの大市は6週間続いた。このような「ビジネスの[時間的]配列は、織物、皮革を販売した後で、しかも地中海やオリエントの産品を購入する前に、儲け(earnings)を査定する北側の商人にとって好都合であった」(注75)。

(2) シャンパニュの大市決済：鑄貨か、振替相殺か

1275年の史料からわかるように、大市の期間中に商品取引から発生した債権と債務を振替相殺したことははっきりとしている。だが、シャンパニュの大市では、商品取引が債権債務の振替相殺がいつごろからおこなわれたか定かではない。とはいえ、シャンパニュに関する史料が存在する1275年以前に、大市の商品取引から生ずる債権と債務が大市開催の期間に振り替えられ、相互に相殺されていたのは事実である。また、為替契約から生ずる債務の支払が、12世紀末にはプロヴァンの鑄貨でおこなわれていたこともはっきりとしている(注76)。

(注74) G. A. J. Hodgett, *op. cit.*, p.82.

(注75) *Ibid.*, p. 81.

(注76) すでに紹介したが、1192年9月12日のシャンパニュ大市払為替契約では、「レニュイ[シャンパニュ]の大市で15ジェノヴァ[デニール]毎に12プロヴァン[デニール][の両替相場で]プロヴァン[貨幣]を与えることを約束する。そし

商品取引から発生する債権と債務を商人相互が確認し、振替相殺をするシステムは、13世紀の前半には存在していたと考えられる。フランス王フィリップ・オウギュストは、13世紀のはじめ（1209年頃）、シャンパーニュで開催する大市に参加する商人、とくに北イタリア商人やフランスのプロヴァンス地方の商人に、交易の自由や諸国鑄貨の自由な流通だけでなく、ある大市で発生した債権債務を次の大市までの期間、大市間為替契約によって繰り延べ決済できるという商法上の特権を与えた。この事実は、大市での商品取引に参加した商人たちが販売債権と購買債務を口頭で確認し、振替相殺していた可能性を暗示している。大市でおこなわれる商品取引が鑄貨でおこなわれているのに、大市と大市との間の金融取引だけが債権債務で処理されたとは考えにくいからである。商品取引における債権債務の振替相殺があって、はじめて貨幣的債権と債務の相殺が存在したであろう（但し、大市間繰延決済がはつきりと確認されるのは、13世紀の20年前後であった。本文148ページの（注79）を参照）。

つぎの問題は、イタリア諸都市からシャンパーニュの大市に宛てて振り出された貨幣的債権と債務（大市払為替契約）が、どのようにして処理されたかである。

担保型為替契約から発生する債権と債務を処理する手法は、大市における商品の売買に由来する即時的債権債務の振替相殺と密接に結びついていた。なぜなら、為替債権をもつ人物（正しくは代理人）は、為替債務者が販売を委託した商品を担保として所有し、商品を代理販売した時点で債権を回収することになるからである。

ところが、支払保証型為替契約の場合には、担保型為替契約とは事情が異なっていた。この場合、為替資金の借り手である商人資本家は、委託代理商

て、もし [その鑄貨が] 不純物を含むか重量不足であるかあるいは品質を落として鑄造されれば、48シリング [毎] に良質の銀1マルクを全債務の総額まで与えることを約束する」という文言が存在する（R. S. Ropez and Raymond, I. W., *op. cit.*, pp.165-166）。

これは、イタリアで締結された為替契約の支払が、当時シャンパーニュでプロヴァンス鑄貨でおこなわれていたことを示している。

を通して商品を販売するので、売上金は後者によって保管された。一方、為替資金の貸し手である商人資本家は、借り手が販売する商品を「担保」として直接占有してはおらず、ただ自分の代理人によって貸付金を取り立てる権利、すなわち貸付金の返済を受ける権利（取立・受取人としての権利）しかもっていなかった。支払保証型為替契約は、「担保」となるべき商品を販売して売上金を保有する人物（債務者）と債権を取り立てる人物（債権者）とを分断したのである。

このような債権者と債務者が分断されたなかで、それを結合するために、どのような仕組みが大市に形成されていたのであろうか。この点をすこし検討しておきたい。

(3) 大市商品取引および大市払為替契約と大市両替銀行家 ——大市における帳簿振替と大市間貸付業務

セユウ (A. -É. Sayous) は、この点で明快な見解を示している。彼による公証人の介在しない債権と債務の振替決済こそがシャンパニュの大市の信用メカニズムのエッセンスであった。公証人を介在させないで、振替銀行家の面前で債権者と債務者が対峙し、口頭で振替相殺するシステムは、シャンパニュの大市で13世紀半ばには確立していた。

「ウゴリニ (Ugolini) 家の〔大市〕帳簿は、シャンパニュの大市で相殺によって決済したことを記録している。」

「銀行は、・・・・・13世紀の中葉、とりわけ1260年からと思われるが、預金銀行として発達した。」

ウゴリニの大市帳簿 (1255-1262) は、〔債権・債務の〕相殺の進歩によってある概念が明確となったことを証明している。まず、銀行家によって支払われる金額〔貸付金〕が当事者〔の勘定〕に記載され、つぎに受取られる金額が別〔の当事者の勘定〕に記入された。さらに、ある人物となされた業務は、別のいくつかの業務がなされたあとで、しばしば当事者の帳簿に記載された。というのは、一つ一つの記載のあとにおおきな空白を残す習慣〔そこには返済額が次々に記載された〕があったとみられるからである」(注77)。

ウゴリニ家は、裕福なマーチャント・バンカーではなく、中流のブルジョアとおなじように、さほど重要でもない業務を行う両替銀行家であった。シャンパニュに住み着いて大市を巡って歩く両替銀行家であれ、定期的に大市にやってくる両替銀行家であれ、公証人を介在しない債権債務の振替相殺を行うようになった。流動的な形で預金を引き受け、貸付をする預金銀行業務は、13世紀後半にはイタリア国内にも流布するようになった。

だが、この流動的な預金債権の形成とそれの第三者への振替および流動資金としての貸付という預金銀行業務は、ジェノヴァのペルツィ (Peruzzi) 商会、アンテラ商会 (Antella), フアルコニエリ (Falconieri) 商会、ダヴィツィニ (Davizzini) 商会のようなマーチャント・バンカーが行った預金=投資 (depot-placement) とは区別されなければならない。後者の預金=投資は、債権者が自由に振替相殺できる流動的な預金とは別物であった。年間利子率は市場や資本の状態によって異なるが、マーチャント・バンカーは通常10パーセントで預託金を受け入れ、それを事業活動に投資するか、年率20パーセントで貸し付けた (注78)。

ともあれ、ウゴリニの大市帳簿 (1255—62年) に準拠して、大市の両替銀行家のもとで、債権債務の振替相殺をし、短期の貸付をする預金銀行業務が、13世紀60年代以降に存在したことをセユウは確認している。

問題は、預金銀行の成立だけにあるのではない。シャンパニュの大市ではいつごろから商品売買で発生する債権と債務を帳簿振替で処理していたか、また13世紀になるとシャンパニュの大市に宛てた為替契約が、支払保証の形態で盛んに振り出されるようになるが、このような貨幣的債権と債務がいつごろから帳簿振替でおこなわれるようになったのか。

(注77) A. -É. Sayous, "Les opérations de banquiers italiens en Italie et aux foires de Champagne," *Revue historique*, tome 170, 1932, p.20-21.

セユウによると、この Ugolini の大市帳簿は、Mario Chiaudano の解説とともに, "Il libro delle fiere di Champagne della compagnia degli Ugolini (1255-1262)" として、Mario Chiaudano, *Studi e Documenti per la Storia del Diritto commerciale italiano nel secolo XIII*, Turin, 1930, p. 164 et seq. にある。

(注78) A. -É. Sayous, *op. cit.*, p.21-22.

アシャー (A. P. Usher) は、ブルケロ (F. Bourquelot) の著作を原典として、次のように述べている。

「[イタリア商人が] 資金を送金するために仲介する金融業務は大市交易に深く取り込まれていたし、あるものは地域間清算の原始的形態を作り上げる手段を与えたようにみえる」。

「支払条件として大市を使用することは1159年以降連続的に跡づけられる。大貿易商社の貸付と送金は次の世紀 [13世紀] の間この〔為替契約の〕実践にもとづいて打ち立てられた」。

「[シャンパニュ] 大市は、また両替商と両替銀行家として行動するイタリア人やユダヤ人の階層を引き寄せた。彼らは〔本国にいる〕定住両替商や両替銀行家と非常によく似た、特別の規範をつくりだしたが、大市と結びついた数多くの特殊な機能をもっていた。12世紀には彼らの活動は内外の銅貨に大きく制約されていた。だがその次に、二つの新しい機能があらわれた。13世紀初めの大市を描いた文書によると、多くの取引は帳簿振替で清算されたことを教えている。商人は即座に正貨で支払うことができない。商品を購買するときは両替商のもとに彼の債権者を連れて行き、大市の終りに両替商を通して支払うことを約束した。商人はその場合商品の販売を通して資金をえたと思われる。両替銀行家を仲介とする支払が正貨に取って代わったというかぎりでは、総取引額の一定部分〔未決済部分〕を相殺することによって、間違いなく清算をしたのである。このタイプの取引は一般的商活動において珍しいものではなかったが、その効果は違っていた。大市では、それが終るときまでに支払わなければならぬ債務はなにも残らなかつた。両替銀行家を仲介する〔次の大市での〕支払約束は、こうして彼らの立場からはなんらの貸付を意味しなかつた。ただ彼らは〔次の大市での〕支払を保証ただけである」。

「この業務は、しかしながら、両替銀行家を真の信用業務に引き込んだ。いくつかの例では、商人は、大市の終結時に彼が支払う債務が商品の販売額を超えることを知った。この場合、彼らは直ちに必要とする資金を借り入れることができなければ、債務不履行にたいする法的対応に

直面することになった。[大市での債務超過額を]次の大市で支払う貸付は、記録によると1218年頃にシャンパーニュにあらわれる。もちろんその世紀の末までははっきりと確立したものではなかったが。……このもっとも重要な短期貸付が、両替銀行家からみれば、主要な形態の貸付であった。……それは大市間債務証書 (letter of the fair) あるいはたぶん帳簿振替にもとづいていた」(注79)。

ここでアシャーは、13世紀のシャンパーニュの大市で、両替銀行家が身につけた新しい機能として、二つあげている。(1)商品取引における販売者と購買者の債権と債務を帳簿に記載し、それを振替相殺する機能と(2)大市の終りに未決済残高をもつ商人に、大市間債務証書を作成するか、彼の帳簿に債務を記載することによって、次の大市まで貸付をすることであった。これは、当時大市独自の決済方法であり、公正証書を作成する必要はなかった。

このように、帳簿振替による債権と債務の振替相殺は大市間の債務繰延べと深く関わっていた。つまり、前者の振替相殺は、フィリップ・オウギュストが1209年頃に大市振興策の一環として打ち出した大市間の債務繰延べ容認政策としてすでに存在していた。

これら大市の両替銀行家は、13世紀当時一箇所に定住せず、大市から大市へと移動した。そして、大市に参加する商人（したがって、イタリア人マーチャント・バンカーの委託代理商 (associés)）が、大市の商品を売買することによって生み出す債権と債務さらには、為替契約によって発生した貸付金の取立と支払という貨幣的債権と債務を振り替え、相殺した。

彼らが特定の土地に定住するのは14世紀から15世紀であり、イタリア人マーチャント・バンカーは、各地に定住した両替銀行家と共同で両替業務を営み、大貿易金融商社として国際的な商事・金融業務を行った (注80)。

(注79) A. P. Usher, "The origins of banking: the primitive bank of credit, 1200-1600," *Economic History Review*, vol. 4, 1934, pp.406-408; M. F. Bourquelot, *Études sur les foires de Champagne et de Brie*, 2^{me} partie, Paris, 1865 [本学所蔵の復刻 (コピー) 版, 発行者, 年度ともに不明], pp. 103, 118-146.

尚、大市を移動する両替商については、M. F. Bourquelot, *ibid.*, p.127-140をみよ。

5.2 「ヨーロッパの国際為替決済地」と国際金融市場

——原生的国際金融市场としてのシャンパニュの大市

(1) 「ヨーロッパ国際為替決済地」としてのシャンパニュ大市

1222年に、フランス王は、シエナの商人が金融取引(banking transactions)をおこなうことを容認した(注81)。このことが貨幣的債権と債務の振替決済、とりわけ支払保証型為替契約における債権債務を商品取引の債権債務の振替と同じように処理する操作と結びついた。支払保証型為替契約で分離した貨幣的債権と貨幣的債務をむすびつけることができるのは、金融業務しかないからである。

大市の取引から生ずる商業的債権債務の振替相殺だけでなく、そこで処理できなかった未決済債権や債務を次の大市に繰り越す繰延決済の政策的容認は、すでに1209年に存在していた。1222年に、シャンパニュの大市でマーチャント・バンカーたち(最初はシエナ人)が金融業務を行うようになって、大市で支払われる債権債務を振替相殺するだけでなく、未決済の貨幣的債権と債務も「振替勘定(clearing accounts)」を用いて(注82)処理する操作が専門的におこなわれるようになった。また、13世紀前半にイタリアやフランス南部の商業中心地相互ならびにそれらの中心地とシャンパニュの大市を結ぶ為替契約(他所の貸付業務)を積極的におこなったのは、他ならぬシエナやピアチェンツァのマーチャント・バンカーであったし、彼らにとって為替契約による資金貸付とその決済、そして貨幣なしの清算はもっとも重要な金融業務であった。

シャンパニュに拠点をもつイタリア諸都市のマーチャント・バンカー、したがってその業務執行者(*associès*)は、上記の金融業務、とりわけ為替債権の取立あるいは債権と債務の振替相殺操作を円滑に遂行するために大市にいる両替銀行家を一時的な代理人、すなわち受取指図人(*ordre*)として使用

(注80) *Ibid.*

(注81) C. Verlinden, 'Markets and Fairs,' *op. cit.*, p.128.

(注82) M. M. Postan, "The trade of medieval Europe: the North," in M. M. Postan and H. J. Habakkuk (eds.), *The Cambridge Economic History of Europe*, vol. II (*Trade and Industry in the Middle Ages*), 1952, p. 164.

した。シャンパニュの大市では、両替銀行家はイタリア人マーチャント・バンカーの貨幣的債権の受け入れを債権者と債務者の立ち会いのもとで口頭で確認した。また、その債権の債務者に振り替える操作を、公正証書なしで作成し、処理した。つまり、彼らは、マーチャント・バンカーのために「口頭契約」で債権の受取とその債権の債務者への振替をした。このように、シャンパニュでは、イタリア本国にない特異な口頭契約で債権を受けとり、それを振替相殺していた。そのような商慣習が、13世紀の後半にはイタリアでも受け入れられ、「両替銀行の帳簿」を公証人の帳簿と同じ性格をもつことになった（注83）。

(注83) ただし、ユヴラン（P. Huvelin）は、大市決済を私的示談振替相殺と公的強制振替決済の二段階に分け、第二段階の公的強制的振替決済（大市の未決済差額を決済するための貸付）に公証人が介在したと考えている。

1年に6回開催されたシャンパニュの大市では、債権債務の振替決済は二つの段階でおこなわれた。即時払（paiements comptants, droits paiements）の段階と信用による決済（règlements des affairs à terme, des affairs de crédit）の段階である。たとえば、秋の大市（サン・チュール）では、4週間の大市期間のうち前半の2週間（10月1日から14日まで）は商品取引と並行して即時払いの現金決済がおこなわれた。残りの2週間（10月15日から28日まで）はサン・チュールでの支払いを猶予することを目的とした、信用による決済がおこなわれた。

この第二段階の信用による振替決済は、公証人の前で、公正証書の形式でおこなわれたので、公的強制振替決済（compensations officielles et obligatoires）ともよばれている。それにたいし、第一段階、すなわち両替商のもとでおこなわれる帳簿相殺は、私的示談振替相殺（compasations privees et amiabiles）ともよばれた（P. Huvelin, “Quelques donnees nouvelles sur les foires de Champagne,” *Annales de droit commercial et industrial français, étranger et international*, tome 12, 1898, p.384）。

私も、前の論稿〔「近世世ロッパにおける二つの『為替地図』：リヨンとアムステルダム」『エコノミスト』（九州産業大学）第8巻第2号〕では、ユヴランの考えに沿って考えてきたが、当時公証人が大市に配置されていたかどうか、いまのところ確認できていない。また、ユヴランのように公証人を介在させて考えると、未決済差額を大市間の貸付だけでなく、シャンパニュ＝イタリア諸都市間の戻し為替でもおこなうことができた筈である。だが、シャンパニュ大市が衰退する13世紀の最後の四半世紀になっても、それは公に許されていなかったようにみえる。

13世紀後半には、シャンパニュの大市はイタリアやフランスの諸都市と為替契約と結ばれるだけでなく、ハンザ商人と直接交易をしていたフランドル、さらには南ドイツ地方の諸都市とも為替契約で連結された。シャンパニュの大市とその決済のシステムは、ヨーロッパの南と北を網の目のようにつなぐ「ヨーロッパ国際為替決済地」(europäisch Wechseldomizile)（注84）

この意味で、ユヴランの第二段階については、今のところ、適否は定かではない。

もちろん、私はユヴランの見解を完全に否定できない要素があることも承知している。というのは、アシャーが拠りどころにしているブルケロ(F. Bourquelot)が、次のように述べているからである。

「シャンパニュの両替商によってフランスや外国の商人になされた数多くの貨幣の貸付、またそれらの商人たちが両替商に行った多くの貸付の事例がある。1247年の4月には、プロヴァンの二人のブルジョアと両替商が、大市の les Gardes (警察・司法当局) の前で、ローマの商人にプロヴァン貨370リーヴルの金額で債務を負ったことを承認した」と記している (F. Rourquelot, *op. cit.*, p.131)。

この les Gardes とは、大市の警察・司法権を司っており、公的権力である。1245年に、ローマ、トスカーナ地方、ロンバルディア地方のイタリア諸都市国家の商人は治外法権を認められ、その後シャンパニュに恒久的な領事館とコロニーを建設し、独自の警察・司法権を確立していた (G. A. J. Hodgett, *op. cit.*, p.82)。したがって、すくなくとも、大市間の貸付に関しては、公証人ではないにしても、公的権力が関与したことを完全に否定できない。

また、デ・マレ (G. des Marez) によると、13世紀後半には、フランドルのイープルの商人が大市払債務証書を作成するために、その地の吏員 (clerks) を伴って大市から大市へと渡り歩いていた。シャンパニュでも、シャンパニュで作成され、イープルで支払われる債務証書が作成され、それが長い係争を生み出した (G. des Marez, *op. cit.*, p.15)。フランドル地方では、この種の吏員が地中海地方の公証人の役割を果たしていた。

シャンパニュの大市でも、ユヴランが指摘しているように、債権債務の振替相殺 (帳簿振替) ではなく、貸付の段階では公証人あるいはそれに代わる公的な人物が介在して債務証書を作成した可能性はある。

しかし、この経緯は定かではないが、14世紀の初めには預金銀行が預金債権の振替だけでなく流動的な資金の貸付 (いわゆる当座貸越) も、口頭で行っていたことも事実である。

(注84) L. Goldschmidt, *Universalgeschichte des Handelrechts* (Erste Bd.1891), Nachdruck, 1957 (復刻版), S. 226.

であった。

(2) 為替資金の移転・調整と公権力・聖職者の預託＝貸付

大市における債務超過は、両替銀行家を通して次の大市に繰り越すことができた。だが、マーチャント・バンカーがもつ超過債権あるいは債務は、次の大市だけでなく、イタリア本国に送金することもできた筈である。ところが、シャンパニユの大市が衰えをみせる13世紀の最後の四半世紀になってもシャンパニユからイタリア諸都市への戻し為替は公には許可されていなかつた。

第3節3.3で紹介したマルセーユで契約された4組の対をなす為替契約は、戻し為替契約（注85）による資金調整の代替操作であったと考えられる。すなわち、シェナのマーチャント・バンカーとピサのマーチャント・バンカー（あるいはシェナのマーチャント・バンカー）が二組の為替契約を作成して、前者がシャンパニユの大市でプロヴァン貨建資金を提供し、後者がピサ（あるいはシェナ）貨で返済することを約束したのは、前者がもつ余剰なプロヴァン貨債権をプロヴァン貨債権が不足する後者に振り替え、ピサ（あるいはシェナ）で資金を獲得した。

このような為替資金の振替・調整がシャンパニユとの関係でおこなわれていただけではない。1213年頃イタリア商人によってドイツ聖職者に貸し付けられた資金がシャンパニユの大市で返済された。また、1233年までには、シェナのマーチャント・バンカーはローマ法王庁の金融代理人（fiscal agency）となり、特別な特権を与えられた（注86）。

(注85) 戻し為替 (recorsa: recambium: recharge contra: reexchange contract) は、商品取引に伴う為替契約という実体をもたない、すなわち実体を失った枯れ木のような為替契約という意味で乾燥為替といわれる。イタリア＝大市間の商業取引に伴う担保型為替契約や「担保」となる商品を運搬し販売する委託代理商を「債務者」とする支払保証型為替契約は、貿易実体をともなったものであり、戻し為替契約とは区別される。

(注86) A. P. Usher, "The origins of banking," *Economic History Review*, vol.7, 1934, p.406.

法王庁と取引をするマーチャント・バンカーは、二つの主要な収益の源泉をもっていた。ひとつは、ある場所から別の場所へ資金を移転する為替の操作から入ってくる手数料であった。それは正貨を移動させないで、彼らは、法王庁の資金移転のための為替契約と彼らの顧客である商人が反対の方向に資金を移動させる為替契約を対にして、2地点間の債権と債務を振替相殺する形でおこなわれた。この取引では8から24パーセントの収益があったと推定されている。

いまひとつは、商人や王侯貴族に対して行っていたのと同じ預託金の受入とそれを貸付事業に投資することから生みだされる収益である。マーチャント・バンカーは法王庁など聖職者から預託金を受け取り、それを業務収益の一部を還元した（注87）。

(3) 貨幣制度の安定と原始的国際為替市場

中世という時代にあっては、為替契約と為替資金の調整という正貨（世界貨幣として機能する金貨、銀貨）を用いない国際的な決済・資金調整システムは、それぞれの国で流通する鑄貨の価値が安定することなしには存立しない。為替契約、あるいは為替資金調整によってマーチャント・バンカーが地域的、空間的な為替決済のシステムを形成したとしても、イタリア諸都市とシャンパニユとの間に安定し、固定した為替相場が制度的に保障されないとそのメカニズムは円滑に機能しないことになる。

**表1 ジェノアにおけるプロヴァン铸貨〔シャンパニユ〕の相場
〔プロヴァン铸貨(sou)に対するジェノヴァ铸貨(denari)の相場〕**

年度	プロヴァン铸貨(sou)の相場	年度	プロヴァン铸貨(sou)の相場
1191年	17.5-18	1252-54年	19
1197年	15-16	1257-59年	19-20
1200年	16	1267年	19
1208年	16.5	1268-69年	20
1237年	16.5	1272年	19
1245-50年	18	1273年	20
1251年	20	1305年	11
		1310年	20

出所：José-Gentil da Silva, *Banque et crédit en Italie au XVIIe siècle*, tome I, p.435.

ジェノヴァの公証人が残した古文書からダ・シルヴァ (J-G. da Silva) が抽出したデータによると、ジェノヴァとプロヴアン (シャンパニュ) の為替相場は安定していた(表2)。シャンパニュの大市は13世紀の半ばに絶頂期を迎えるが、14世紀の初頭に衰退するが、13世紀の前半にはプロヴアン鋳貨 (sou) に対するジェノヴァ鋳貨 (denari) の相場は16.5から18デナリであり、後半でも19から20デナリの水準を維持していた(注88)。

シャンパニュとの関係でイタリア諸都市のすべての鋳貨が安定していたかどうかを確認する史料は、現在のところ存在していない。しかし、シャンパニュ大市の重要性とその決済システムによって培われた貨幣安定の環境整備をみれば、シャンパニュと深いつながりをもっていたフィレンツェ、シエナ、ミラノ、ヴェネチアなど主要都市でも、同じような状況であったと想像される。

シャンパニュ大市は、地中海貿易と北ヨーロッパを連結する国際交易の要衝であったが、国際商品市場の中心地としてイタリア諸都市との間に鋳貨を安定させ、為替相場を固定的に維持する環境を形成していた。

鋳貨と為替相場とを安定させた環境として、すくなくとも二つのことが考えられる。第一に、12世紀末に混乱の極みに達していた鋳貨の大改造が、ヴェネチアから北イタリア、さらにはフランスおよびヨーロッパ全域に波及し、13世紀には国家間で鋳貨価値の安定、すなわち共有が図られたことである(注89)。

(注87) A. -É. Sayous, "Les opérations de banquiers italiens en Italie et aux foires de Champagne," p.27.

(注88) José-Gentil da Silva, *Banque et crédit en Italie au XVIIe siècle*, tome I (*Les foires de change et la dépréciation monétaire*), Paris 1969, p.435.

(注89) ピレンヌ (H. Pirenne) によると、12世紀末の鋳貨の大混乱は当時最大の商業国であったヴェネチアが先鞭をとった。そこでは、計算貨幣ソリドウスと等価で、その価値を不斷に低下させていたデナリウス銀貨に対し、12倍の価値をもつ新デナリウス銀貨（グロート貨）を鋳造し流通させたばかりでなく、そのグロート貨をソリドウスと一致させた。

価値の安定したヴェネチアのグロート貨は商業界から受け入れられ、ロンバルディアおよびトスカーナ地方の全都市で模倣された。この波は、フランスに及んで、1266年の大トゥール貨およびその後の大パリ貨を生み出した。この新貨幣は

第二に、シャンパニュでは、13世紀には、商品取引の決済を多角的に振替相殺する帳簿相殺と未決済部分を次の大市に繰り延べる貨幣的振替決済——すなわち、多角的振替相殺 (compensation) システム——が確立していた。またシャンパニュの為替資金を調整するメカニズムも作動しており、シャンパニュの大市とイタリア諸都市とを結ぶ二点間では、信用にもとづいて現金送金を回避し、大市での貿易収支の不均衡も貨幣的信用で調整されていた。いいかえると、マーチャント・バンカーの信用取引にもとづいた世界貨幣節約のメカニズムが、シャンパニュの大市を軸にしてイタリア諸都市との間に存在した。

第三に、イタリア人マーチャント・バンカーはシャンパニュあるいはシャンパニュを取り巻く商業中心地に為替契約によって資金を送付し、為替資金を調整する術を知っていた。

いいかえると、13世紀のシャンパニュを中心としたヨーロッパ為替システムが、安定した貨幣制度を基盤として、為替契約による集中的な振替決済と為替資金の調整のメカニズムを身につけて、機能していた。シャンパニュ大市の振替決済システム、すなわち為替による国際清算システムは、原始的とはいえ、多角的な振替相殺のメカニズムを遂行する機能を具備していた。

このことは、シャンパニュの大市とイタリア諸都市を中心とする地中海沿岸の商業中心地との間で「固定相場のルール」(une règle de tixation) が形成されていたとみなすことができる（注90）。

このメカニズムは、16世紀になると、リヨン為替決済市を中心とした多角的な振替相殺のシステム、とりわけリヨンで決定された為替相場を基準とした多角的な為替裁定取引のネットワークをうみだすことになる。もちろん、

全ヨーロッパに普及したが、シャンパニュの大市はこの貨幣の流布に重要な役割を果たした (Henri Pirenne, *Histoire économique de l'occident médiéval*, Paris, 1951, p.260-61; ピレンヌ, 増田四郎他訳『中世ヨーロッパ経済史』一條書店, 1956年, 139-141ページ)。

(注90) M-T. Boyer-Xambeu, C. Deleplace et Gillard, L., *Monnaie privée et pouvoir des princes: l'économie des relations monétaires à la Renaissance*, édition du CNRS, Paris, 1986, p.170.

それにさきだって、14世紀の新しい事象、すなわちイタリア商が支店代理店網という新しい商業ネットワークを形成し、為替手形が為替契約から支払指図形式他所払手形へと発展するプロセスについて触れる必要があるのだが。

6 マーチャント・バンカーの属性と新しい組織 ——結びにかえて

イタリア人マーチャント・バンカーの本支店ネットワークは、たんなるマーチャント・バンカーの組織的再編にとどまるものではなかった。13世紀のシャンパーニュ国際大市と16世紀のリヨン国際決済市との間には、おおきな歴史的断層がある。シャンパーニュの国際決済システムを支えたのは、公証形式の為替契約（シャンパーニュで返済される貸借契約）であったが、リヨンの為替決済システムは公正証書とはかかわりのない私的な支払指図書にもとづいた為替市場であった。つまり、シャンパーニュとリヨンとの間には14—15世紀という長い歴史的空間（断層）がある。この時期は、第一に、為替契約は公正証書形式の為替契約と支払指図書に分化し、最後に支払指図書としての単独の為替手形が誕生する過程であった。この新しい為替手形は、14世紀末に名宛人に対する債務の引受信用と為替資金の貸し手に対する償還義務という商慣習法に支えられて成立した（注91）。また、第二に、シャンパーニュの大市が衰退した後、主要な商業中心地では恒常的な店舗販売が一般化する一方で、国際大市は商品貿易から相対的に切り離された形で、国際貿易と金融の決済を集中的に行う国際為替決済市として新しく再編されていった（注92）。これはまず15世紀にジュネーヴェにあらわれ、16世紀にフランス国王とフィレンツエを中心とするイタリア人マーチャント・バンカーの手で、リヨンに設立された。

(注91) 拙著『為替と信用—国際決済制度の史的展開—』、新評論、1976年、第1章「中世における商取引方法と為替取引の変遷」とくに第2節を参照。

(注92) 拙著「近世ヨーロッパにおける二つの『為替地図』：リヨンとアントワープ」『エコノミスト』第8巻第2号、2003、85-94ページ。

6.1 草創期のマーチャント・バンカーと三つの属性

シャンパニュの大市が衰退した後、14—15世紀に為替取引の形態が公証形式から私文書形式に変化し、ジュネーヴやリヨンの国際決済市が創設される過程については別の稿に譲る。だが、ここでひとつ確認しておきたいことがある。それは、為替取引が組織的に、制度的に変化するなかで重要な役割を果たしたマーチャント・バンカーが、13世紀の旅商による通商とシャンパニュなど商業中心地で決済をする時代、すなわち14世紀の定住商人による国際商業決済が始まる歴史的前段で、どのような属性をもっていたか、整理し、確認することである。これによって、古い時代のマーチャント・バンカーが、14世紀以降国際的な本支店ネットワークのもとで商業金融業務を遂行した新しい型のマーチャント・バンカーとどのように違っていたか、あるいは前者から後者への移行がどのようにおこなわれたか、それらを分析する材料を手にすることができます。

(1) 商人資本家業務：貿易業務における出資者と業務執行者

12世紀後半に出現し、13世紀に台頭したイタリア人マーチャント・バンカーは、第一に、貿易業務の出資者、すなわち商人資本家(*capitalists commerçant*)であった。だが、シャンパニュあるいは地中海・オリエントの大市に実際に出かけて貿易業務をおこなうのは、彼ら出資者とパートナーシップを組む旅商、すなわち委託代理商であった。商人資本家とは、ジュニア・パートナーとして商業機能をもつ委託代理商を管理し、指揮する非機能商業資本、すなわち出資者として委託代理商に商品資本あるいは貨幣資本を供与する商人資本家階層であった。

セユウ (A.-É. Sayous) は、コムメンダ契約で出資をするだけのシニア・パートナー（非機能資本）を、「対外商業あるいは国内商業の有限責任社員(commanditaires) であるとともに、海上(取引)の危険を冒すことを承知し、名前だけの事業活動 (opérations d'emprunt) ・・・・に参加する貨幣の貸し手(prêteur) である」と述べ、これを銀行(banques)、とくに預金銀行(banques de dépôt) とは異なる範疇にある商人資本家(capitalists commerçant) と定義している(注93)。

商人資本家は、貨幣的資産を所有する出資者であり、経営を全体として管理していたが、実際の商事活動は、キャラヴァン商人あるいは商船を操る商人を雇い入れ、彼らと一時的にあるいは恒常にパートナーを組んでおこなった（もちろん、すでにみたように、商人資本家でありながら実際の貿易業務に従事して商人もいたが）。とくに、シャンパニュの大市から織物を仕入れ、それを織物製造業者に加工させ地中海地方に販売していたジェノヴァの織物取扱業者は、貿易活動のために委託代理商を雇用しただけでなく、原料を供給し、加工品を買い上げて小規模な製造業者の加工過程まで管理した（注94）。

（2）為替銀行家業務：為替業務と為替資金の調整

第二は、為替銀行家（cambitor; changeur）としての性格であった。シャンパニュの大市や地中海地方の他の商業中心地で商品を購入するマーチャント・バンカー（輸入商）は、同じ土地で商品を販売する別の商人資本家（輸出商）と為替契約を結んだ。すなわち、預託された輸出商品を担保として貨幣の前貸をし、商品の売上金で返済を受ける他所払貨幣貸借である。つまり、12世紀後半当時、為替契約は、預託商品を担保として為替資金を前貸しし、預託商品の売上金を商品購入資金に振り替えるメカニズムをもっていた。しかもそれは、たとえばジェノヴァでは、シャンパニュ⇒ジェノヴァ、ジェノヴァ⇒シャンパニュで双務的におこなわれた、相互的な貨幣信用のシステムであった。

この他所払為替契約は、預金＝振替業務を行う預金銀行と比較して、貨幣

(注93) A. -É. Sayous, "Opérations des banquiers italiens en Italie et aux foires de Champagne pendant le XIII^e siècle," *op. cit.*, p.2-3。

(注94) シャンパニュからジェノヴァに輸入されるフランドルの織物は、12世紀後半には、フランス北部のアラスの商人、北イタリアのアスティの商人などによって行われていたが、13世紀にはいるとジェノヴァの織物取扱商(*draperii*)の傘下でおこなわれ、彼らは地中海地方への加工織物の販売も委託代理商を雇用しておこなった (R. L. Reynolds, "Genoese trade in the twelfth century," *op. cit.*, pp. 366-71)。

の貸借（貨幣の預託）と貨幣の振替相殺の場所が空間的に異なっていた。とくに、預金＝振替をする預金銀行の場合には、貨幣の貸借は貸し手（預金者）と預金銀行家との間の流動的債権債務の形成であったが、為替契約では、貨幣的債権と債務は輸入側の商人資本家と輸出側の商人資本家との間で、資金を空間的に振り替えるために貨幣的貸借がおこなわれていた。

為替契約は輸入者である商人資本家が商品を輸出する商人資本家に自国資金を貸して、それを外国貨幣で返済をうけるという単純な資金の振替の手法にとどまるものではなかった。遅くとも13世紀の半ばには、マーチャント・バンカーは、外国の商業中心地に保有する為替資金そのものを調整するメカニズムをもっていた。たとえばマルセーユでおこなわれたシェナとシャンパーニュ、ピサとシャンパーニュ、シェナとシェナの間の資金移転にみられるように、相互に為替資金を調整した。

預金銀行が口頭でおこなう預金＝振替業務、つまり貨幣的債権者が彼に債権をもつ第三者に振替銀行家を通して口頭で振り替える手法は、シャンパーニュの大市で開発され、それが13世紀の60年代以降イタリア諸都市にまで一般化した。つまり、シャンパーニュの大市で、両替商の帳簿によって為替契約から発生した貸付債権と借入債務を振替相殺する手法、つまり公証人のもとで預金を振替相殺する旧来のやり方を打破するあたらしい方法が、シャンパーニュの大市で開発された。

加えて、シャンパーニュの大市で為替契約に由来する貨幣的債権債務の受払を確認するのは、マーチャント・バンカーの委託代理商に付与された為替代理業務（貸付金の取立や支払の代行）であった。大市で返済される支払保証型為替契約に「指図人払」(à ordre) という文言がみられるが、為替契約によって生じた債権債務を、商品の売買で発生した債権債務と同じように、為替代理業務をする委託代理商が両替銀行家の帳簿に債権債務を記帳する手段であったと考えられる。つまり、「指図人」文言は、委託代理商が為替債権を両替銀行家の帳簿に記載するための手段であった、と。

ここには、遠隔地決済と結びついた為替業務と特定の商業中心地で発達する預金銀行業務（貨幣的債権債務の振替）という14—15世紀の、金融決済システムを支える二つの柱を原生的な姿ではあるがみてとれる。なぜなら、シャ

ンパニュの大市で両替銀行家が口頭で行った貨幣的債権債務の振り替え、預金の受入と払出、さらには貸付とその償還を両替銀行家の帳簿で振り替える操作が預金銀行システムとして発展するなかで、マーチャント・バンカーの為替業務は独自の発展を遂げ、これら二つのメカニズムは相互補完的に結合したからである。為替契約によって生じる為替資金の受払や運営資金や貸付の原資として預託金を受け入れているマーチャント・バンカーは、貨幣的債権と債務の受払や貸付金や受託金の受払を預金銀行にもつ自らの勘定で振り替えた。

シャンパニュにおける為替債権の帳簿振替に關係して、今ひとつの事実に注目しなければならない。マーチャント・バンカーは、為替債権の取立とその債務の支払を委託代理商にまかせた。とくに、支払保証型為替契約の場合には、取立条項付アコメンダチオあるいは支払条項付アコメンダチオがすでに12世紀末からみられたが、13世紀になるとこれら委託代理商が長期に滞在し、永続的な「本支店組織」が形成された。

このような素朴な「本支店組織」が、イタリアのマーチャント・バンカーが本支店ネットワークに発展し、14世紀に公証形式の為替契約が支払指図書形式の為替手形に転化した。つまり、14-15世紀型に確立する支払指図書形式の為替手形による為替業務、とりわけイタリア人マーチャント・バンカーの海外支店における業務は、潜在的な形ではあるが、シャンパニュの大市で形成されていた。

(3) 投資銀行業務：商品資本の預託と貨幣的預託

第三に、彼らが銀行家 (bancherius; banquiers) といわれる所以は、商人資本家あるいは為替取扱資本家としての出資・貸付機能に由来するだけではなかった。それは別の金融機能、すなわち預託=投資業務と深く関係していた。つまり、銀行家として市民など外部の資産保有者から貨幣の預託を受ける一方で、商人資本家としてその預託金を貿易業務に出資するか、為替契約における貨幣貸付に運用した。ここには、商品取引や為替取扱業務における貨幣資本の提供者であった商人資本家、為替取扱資本家だけでなく、他人(第三者)の余裕資金を預かりそれを自己の責任で事業活動に投入する投資銀行

家という三位一体の貨幣資本（出資、貸付、預託による金融媒介）機能をもつマーチャント・バンカーの実像が浮かび上がってくる。

マーチャント・バンカーの預託業務は、両替業務から出てきたのではない。預託業務は、12世紀後半にフランドルの織物を地中海地方に販売するキャラヴァン商人と地中海・オリエント産品をシャンパニュなどで販売するジェノヴァの地中海貿易商とが、相互に商品（商品資本）を預託したことに発している。それぞれの商人資本家は、受託した商品を担保として、為替資金を貸し付け、担保（占有）商品の売上金で貸付金を回収した。

このような商品の預託と並行して、商人資本家の下には市民から小口資金の預託がおこなわれたが、これは貿易に投資をして利子を稼ごうとする投資行為であった。これは、「ローマの非合法な預託の残存ないし復活であった」（注95）。

13世紀になると、ジェノヴァで地中海・オリエント産品を取り扱う地中海貿易商も、フランドルの織物を加工して地中海で販売する織物取扱商も、貨物の販売を委託代理商を通しておこなうようになり、貸し手側は外国で商品を購買する代理人（委託代理商）に貸付金の取立を、借り手側は外国で貨物を販売する代理人（委託代理商）に借入金の支払を付託した。この場合、担保として商品を占有する代わりに、為替資金の借り手である輸出側の商人資

(注95) 繰り返しになるが、一度紹介したロペツ=レイモンドの預託に関する定義を改めて示しておきたい。

「預入契約、すなわち預託 (*depositum*) ——これは、ときにアコメンダチオ (*acomendatio*) あるいはイタリア語でアコマンディジア (*acomandigia*) とよばれるが、海上貸付のアコメンダチオあるいはコムメンダと混同してはいけない ——、それはローマの非合法な預託 (*depositum irregulare*) の残存ないしは復活であった。当事者は、通常、といつても必ずということではないが、ある定まった期間、両替銀行家、マーチャント・バンカーのカンパニーあるいは他の事業家に貨幣あるいは他の動産〔商品〕を預託した。受託者はその財を保管し、使用したが、所有権したがってまた危険は、預託者の手に残った。預託者は、もちろん、預託〔商品〕の金額に対する以外は第三者に法的責任を負わなかった。責務は、預託品がプレミアムをつけて返還されたときに消滅し、そのプレミアムは教会の非難を避けるために利子とはよばれなかった」(R. S. Lopez and I. W. Raymond, *Medieval Trade in the Mediterranean World*, p. 212)。

本家とその貨物を運送・販売する委託代理商を「債務者かつ支那人」とする支払保証型の為替契約が作成されるようになった。

このような支払保証型為替契約では、商品（商品資本）の預託はなくなつた。残ったのは、貨幣的預託である。貨幣的預託は両替商のもとでおこなわれる債権と債務を振り替えるための預金（流動的資金）とは異なり、今日の定期性預金に似た性格あるいはそれを超えるような投資性預金（投資資金）であった。マーチャント・バンカーは、自己資金だけでなく、この種の預託金を貿易の出資金、為替契約の貸付金、さらには租税を担保とする王侯貴族、聖職者への貸付金の原資の一部とした。

以上みてきたように、片務的コムメンダ、すなわちアコメンダチオ契約のもとで貿易業務をおこなうマーチャント・バンカーは、商人資本家兼為替銀行家兼投資銀行家として三つの属性をもっていた。第一は、商人資本家、すなわち商業取引業務とは区別される出資者としての属性である。彼らは、貿易業務の出資者として本国に留まり、委託代理商を雇用して、シャンパーニュや地中海・オリエントの大市で貿易取引をおこなつた。

第二は、この貿易取引と密接に関係した商人資本家の業務、輸出商品を担保とする（担保型為替契約）か、輸出をする商人資本家とその委託代理商を「債務者および支那人」とする為替契約（支払保証型為替契約）による為替資金の貸付と取立である。さらに、シエナやピア첸ツァなどイタリア人マーチャント・バンカーは、シャンパーニュの大市で未決済残高を次の大市まで貸し付ける大市間繰越決済や大市で過不足になった資金を調整する為替調整も、為替契約で行った。

第三の属性は、投資媒介資本としての機能である。彼らは遊休貨幣を保有する市民や貴族などから事業資金の一部となる預託金を受けとて投資や貸付の資金とした。その見返りに利潤の一部を預託者に還元する投資銀行業務がそこにあった。

6.2 マーチャント・バンカーによる本支店ネットワークの形成 ——国際商業・為替組織の空間的再編成

(1) 13世紀後半のマーチャント・バンカーのネットワーク

シャンパニュの国際大市で展開された金融と決済のメカニズムは、空間的にも、歴史時間においても、それ自体として大市のなかに閉じ込められる自己完結型のシステムではなかった。

シャンパニュの大市は、さまざまな財がヨーロッパの南と北から集散する国際商品取引市であり、ヨーロッパの他の商業地との間に為替契約によって金融と決済のメカニズムが形成されていた。13世紀後半になると、ヨーロッパという地理的空間に為替契約による金融と決済のメカニズムが、新しい組織として構築された。イタリア人マーチャント・バンカーは、シャンパニュはもちろんのこと、地中海の商業中心地にパートナーとなる定住商人を恒常に配置し、いわゆる本支店ネットワークの基盤を造った。シャンパニュの大市は、フランドルやハンザ商人から流れ込んでくる北の产品と地中海・オリエントの产品の集積地であり、分散地であったから、マーチャント・バンカーのネットワークを動かす巨大な車軸であった。

イタリア人マーチャント・バンカーの組織におおきな変化が現れたのは、地中海地方では、すでに指摘しておいたように、13世紀初めであった。アコメンダチオ契約を結んだ委託代理商がシリアなどの商業中心地に滞在し、本国から送られてくる受託商品を販売し、その売上金で現地にある商品を購入していた。これは、本支店関係に先行する形態として、委託代理商が特定の商業中心地に長期にわたって滞在する「本支店」関係ができる。

マルセーユの公証人アマルリク (Amalric) の帳簿 (1248年) をみると、13世紀前半にはシエナやピアチェンツァのマーチャント・バンカーを中心に、シャンパニュの大市やイタリア人諸都市、さらには南フランスの商業中心地にこのような擬似「本支店」ネットワークが形成されていた。また、その世紀の中葉になると定住した代理人を配置してより進んだ国際商業と為替取引の業務を行われた。

マルセーユの商人からシャンパニュに向けて発送される貨物はしばしば運送業者の手で運ばれた。たとえば、1248年5月27日付運送誓約では、ブリアンソン (Briançon) の運送業者 Jacques Pascal が貨物をマルセーユのマーチャント・バンカー [banquier] Pierre Burke に代わって5月のプロヴァン大市に運ぶが、後者はその貨物をピアチェンツァのマーチャント・バンカー

Joseph [Jacques と誤植] Quatruieil と Olive Cassette のために支払の保証と債務支払に充てる約束をしていると明記されている。これと同時に作成された為替契約では、マルセーユで Burke がピアチェンツァのマーチャント・バンカーからマルセーユ貨を受け取り、シャンパニユの大市で支払うと約束し、その証人に運送業者 Jacques Pascal も加わっていた（注96）。

この場合、マルセーユのマーチャント・バンカーは、自分の商品を担保としてピアチェンツァのマーチャント・バンカーに渡さず、彼が委託した人物、運送業者 Pascal に販売を委ねている。これはすでに指摘したように、担保型為替契約から支払保証型為替契約へ移行する過程にあらわれた為替契約のひとつである。

問題は、マルセーユで貸付をしたピアチェンツァのマーチャント・バンカーのグループ（Joseph Quatruieil と Olive Cassette）が、同時にプロヴァンの大市で返済を受ける人物と明記されている点である。これは、たぶん前者がマルセーユに長期に滞在する人物であり、後者がシャンパニユの大市に滞在する人物ではなかったかと想像される。

実際に、マルセーユで為替契約をし、貸付をしたピサのマーチャント・バンカーの息子が、ピサにいる父親に支払をさせている例もある。

1248年6月19日付の支払保証型為替契約では、担保条項も運送契約における支払保証も存在しない。そこでは、マルセーユの織物取扱商 Simon Bellac とモンペリエの Giraud Dantremont がトゥールで8月の中日にピアチェンツァの商人 Ruffin Strillano と Pierre Sperono に支払をするという為替契約がある。この場合、モンペリエの Giraud はマルセーユの Simon の委託代理商としてトゥールの大市で織物を販売する人物であった。為替資金を貸し付けたピアチェンツァの商人 Ruffin と Pierre は、マルセーユとトゥールに滞在するピアチェンツァのマーチャント・バンカー（本店）の現地代理人ではないかと想像される。なぜなら彼らは貨物をもって、マルセーユからトゥールに旅行する必要はなく、マルセーユで貸し付けた為替資金をトゥールで受

(注96) L. Blancard, *Documents inédits sur le commerce de Marseille au Moyen Âge*, p.201-202 [n°. 802 ; n°. 803]

け取るだけでよいからである（注97）。

セユウ（A.-É. Sayous）によれば、為替契約の貸付金をシャンパニュの大市で回収する仕方は、13世紀の前半と後半で異なり、二つの歴史的段階に分けられる。

第一段階（13世紀前半まで）は、為替契約の借り手がシャンパニュの大市から帰ったときに返済するケースと、マーチャント・バンカー（bancherii ou cambitor）が商品購買の代理人〔委託代理商〕をシャンパニュに派遣し、その代理人が債権を取り立て（現地通貨を受け取って）商品を購入する場合である。

第二段階（13世紀後半以降）は、商品取引だけでなく、大市で償還される貸付資金を回収したり、次の大市あるいはイタリア本国にあてて新しい為替契約を約定する貸付業務専門の代理人をシャンパニュに配置する、支店制度（le régime des succrsales）による決済である（注98）。

イタリア本国のマーチャント・バンカーが支店制度のもとで取立と支払業務を行ったとすれば、当時の大市払為替契約に複数の受取人が表示され、代理人である共同事業者（associés）が支払うという文言があるのは理解しやすい。それは、受取人として、貸し手本人だけでなく支払地支店の代表者およびその代理人を明示していると考えられるからである。

（2）イタリア＝ブリュージュ間の定期航路と商業組織の変化

——定住商人による商業組織

イタリアのマーチャント・バンカーが主要な商業中心地に支店を設けて代理人を常駐させ、為替契約による貸付と取立（あるいは資金の借入と支払）を組織的に展開する動きは、13世紀の後半に存在した。このように、イタリア人マーチャント・バンカーが旅商による通商から定住商人を雇用した組織をつくりあげるなかで、新しい動きがでてきた。ジェノヴァの商人による北ヨーロッパ航路の開拓である。シャンパニュの大市は、ハンザ商人がフラン

（注97） *Ibid.*, p. 246 [n°. 910].

（注98） A.-É. Sayous, “Les opérations des banquiers italiens en Italie et aux foires de Champagne pendant le XIII^e siècle,” p.12, 19-20.

ンドルのブリュージュから持ち込む英國、北海、バルト海の產品やフランドルの織物を地中海・オリエントの產品と交換する市場として大きな意味を持っていたが、1270年代末にはそのブリュージュとジェノヴァを結ぶ航路が開拓された。1298年以降、ジェノヴァからブリュージュ（正しくはその港湾スルイ）の間で定期貨物船が運航された（注99）。13世紀末に、シャンパニユは衰退し、それに代わってフランドルのブリュージュが、ヨーロッパの北と南を接合する國際商業の要衝としておおきな役割を果たすようになった。ここでは、シャンパニユの定期市と違って、日常的に商取引が繰りひろげられた。

イタリアやフランス南部の商業中心地とシャンパニユの大市を結ぶ國際商業は、13世紀の後半以降、それまでのキャラヴァン商人を中心としたものから、常駐的な商人による取引に代わり、キャラバン商人は、運送業者としての性格をより強くもつようになった。そのうえに、ヨーロッパ南北間の貿易の中心地がシャンパニユからブルージュにかわり、しかもイタリア諸都市とブリュージュとの交易が定期船に依存した結果、14世紀初頭から各中心地に代理人（*fattori*）を常駐させる商業および金融活動が、地中海沿岸だけでなく、ヨーロッパ各地に、急速に組織化された。

たとえば、当時の記録（Chompagnia di li Acciauioli）によると、フィレンツェのマーチャント・バンカーは、フィレンツェ以外に、ジェノヴァに6名、ナポリに5名、バルレッタに4名、アヴィニヨン、ローデス、ファマゴスラ（キプロス）、シシリーに各3名、ピサ、ブリュージュ、ロンドン、ローマ、キアレンツア（Morée）、チュニスに各2名、パリとボローニヤに各1名を派遣していた。そのうちのペルツィ商会の資料によると、この支店は恒久的なものと一時的なものが混在していたが、支店の大部分は現地に滞在するフィレンツェ人の代理人によって、チュニスの支店に至っては現地の商人によって、運営されていた（注100）。

(注99) R. Doejaerd, "Les Galères génoises dans la Manche et la Mer du Nord à la fin du XIIIe et au début du XIVe s.," *Bulletin de l'institut historique belge de Rome*, fascicule XIX, 1938 (Staats und Universitätsbibliothek Hamburg で複写), p.11.

6.3 マーチャント・バンカーと両替銀行家

——二つの異なるシステムへの転換

(1) 二つの異なる債権債務の振替相殺

——預金銀行業務 vs 為替契約による振替業務

為替契約は、国際交易で使用される貨幣（世界貨幣）の節約に通ずるが、為替契約そのものが貨幣を節約するのではない。この契約だけであれば、貨幣の国際的輸送（危険を含めた輸送コスト）が省かれるだけであって、大市など現地で貨幣が供与されなければならない。正貨そのものの節約は、12世紀後半から13世紀にかけていくつかの方法で行われた。

第1の方法は、商人資本家相互がおこなった担保型為替契約の相互供与である。シャンパニュで織物を買い、地中海地方でそれを売る織物取扱商と逆に地中海地域で地中海・オリエント産品を購入し、シャンパニュで販売する地中海貿易商とが相互に自分の貨物を預託し、それを「担保」にそれぞれの商品の販売先で返済をする為替契約を締結することである。これは12世紀後半にジェノヴァでおこなわれたもので、貨幣なしに為替資金の移転を行う方法であった。

第2は、両替商による即時的債権債務の振替相殺である。商品取引における債権と債務を両替商の帳簿に記載し、それら債権と債務を取引が終わった時点で振替相殺する両替商（両替銀行家）による帳簿相殺である。公証人を介在させないで、両替商（両替銀行家）の帳簿で口頭契約によって行われる債権債務の相殺は、シャンパニュで開発され、13世紀後半にはイタリア本土の諸都市にも普及した。

第3は、両替商による為替契約から生まれた債権債務の振替相殺である。ある商業中心地で為替契約から発生した貨幣的債権と債務を支払地で両替商のもとで振り替える方法であり、貨幣的債権債務の振替相殺である。この方法は第2の商品売買から生じた債権債務の即時的振替相殺と同じように両替商のもとでおこなうことができた。

(注100) A. -É. Sayous, "Les transformations des méthodes commerciales dans l'Italie médiévale," *Annales d'histoire économique et sociale*, tome 1, no. 2, 1929, p.170-171.

第4の方法は、両替商のもとで振替相殺できなかった未決済債権債務の繰延決済である。この方法は、13世紀初頭（1209年）以降、大市間繰延決済としてシャンパニュの大市で容認されていたが、たぶん商人資本家相互で次の大市まで債権債務の清算を猶予したものであつたろう。この繰延決済が、両替商のもとに余裕流動債権を集め、支払資金が不足する商人に貸し付けるで預金＝貸付業務に転換するのは、13世紀後半であった。セユウによると、とくに1260年代以降シャンパニュの両替銀行家の業務として定着し、その後イタリア商業中心地に普及した。

第5の方法は、ある商業中心地で発生した為替資金の過不足を調整する為替資金調整である。これは為替裁定取引の素朴な形態として、13世紀前半にみられた。すでにみたようにマルセーユの公証人アルマリクの帳簿（1248年）によると、イタリアのマーチャント・バンカーは、シャンパニュの大市で発生する余剰資金と不足資金を二通の為替契約を作成した。たとえば、シエナのマーチャント・バンカーがシャンパニュのプロヴァン貨で余剰資金をかかえる一方で、ピサのマーチャント・バンカーが資金不足になると、前者が後者にプロヴァン貨を支払い、後者が前者にピサ貨を支払うという二通の為替契約を作成し、為替（プロヴァン貨）資金を調整をしていた。

シエナのマーチャント・バンカーとピサのマーチャント・バンカーがシャンパニュの大市とピサとの間の資金移転をマルセーユでおこなったのは、シャンパニュでは大市間繰延決済は容認されていても、戻し為替（余剰資金を別の地点に振り替える手法）が禁止されていたからではないかと推測される。いいかえると、13世紀前半には、地中海沿岸の商業中心地では商取引とは関係しない資金調整のための為替（乾燥為替）契約、すなわち戻し為替契約による為替資金の調整が行われていたが、それがシャンパニュでは規制されていたと考えられる。

以上みてきたように、13世紀には、為替契約による遠隔地間決済は、一方ではローカルな両替商や両替銀行家の業務、さらには流動的な預金と貸付をする預金銀行（両替銀行家）と結びつき、他方では外国にある資金（為替資金）の過不足を調整するという為替裁定取引（原始的であるとはいえ）とも深くかかわっていた。だが、両替商あるいは両替銀行家（預金銀行）の業務

とマーチャント・バンカーの業務は、「債権債務の振替相殺」という一般的規定では共通する性格をもっていたとはいえ、それは特定の商業中心地で（かつ時間的経過を伴って）行われる振替決済か、それとも空間的な資金調整のための振替決済か、という特異性のある区別をもっていた。

両替商や両替銀行家の振替業務は、シャンパーニュを含む商業中心地で行なわれる即時的な債権・債務の振替相殺（第2，第3）とそこで発生した未決済債権債務を媒介して時間的に処理する（第4）操作であった。それにたいし、マーチャント・バンカーの振替業務は、貨幣的信用（貸付）を通して商品取引に伴う資金を空間的に移転し（第1），また為替資金の調整をするもの（第5）であった。いいかえると、両替＝預金銀行業務は、ある特定の商業中心地で商取引および為替資金の受払いから発生した債権債務を即時的に振替相殺したり、預金および貸付として時間的に清算する機能であったが、他方のマーチャント・バンカーの振替業務は、異なる商業中心地の間で資金を移転して為替資金を創出し、その資金の過不足を調整するメカニズムであった。

（2）マーチャント・バンカーの為替業務と預金業務の区別

——国際的為替システムとジロ銀行システム

国際的貨幣輸送を回避するためにあらわれた為替契約は貨幣的信用（貸付）によっておこなわれた。すなわち、外国の商業中心地で商品を購入する商人資本家（輸入商）は、その地に為替資金（購入資金）を確保するために、商品を輸出する商人資本家（輸出商）が所有する貨物を担保して占有するか（担保型為替契約），彼ならびに輸出貿易を実際に手がける委託代理商（パートナー）を「債務者兼支払人」とする支払保証をした（支払保証型為替契約）うえで、後者に資金を前貸した。その結果、輸出商は商品が外国で販売される前に商業的に投資された資金を回収することになり、輸入商は、輸出商品あるいはその売上金を占有して、外貨建ての資金を確保した。ここでは、輸入商が行う資金の振替操作が、同時に輸出金融として機能していた。

それにたいし、債権債務の即時的振替をするいわゆる両替商は、商品の売買で直接貨幣を手渡す操作を回避して商業的債権と債務を帳簿上で確認し、流通貨幣を節約する機能を果たしていたにすぎない。これは貨幣的信用と無

縁の、即時的な「商業信用」（債権・債務関係）を形成して貨幣を節約する操作にすぎなかった。

もちろん、余剰な債権をもつ商人から預金として受け入れ、それを支払債権が不足している商人に貸し付ける操作は、貨幣的信用である。だが、この貨幣的信用は、同じ空間の内部で時間的間隔をもって処理されるのであって、為替契約のような輸出金融と同様に外貨資金の取り込みとはまったく異なっていた。しかも、この操作は、それ自身としては、国内の貨幣量も外国の貨幣量も直接節約することはなかった。貨幣の節約は、担保型為替契約のように、輸出商と輸入商が相互に為替契約を締結するか、貸付地あるいは返済（支払）地で債権債務を振替相殺する両替商が介在する場合にのみ発生したにすぎない。

為替契約による資金の振替は、基本的には、輸出金融と結びついて資金を遠隔地に（ある商業中心地から別のそれへ）移転する操作であり、両替銀行家さらには預金預金銀行による債権債務の振替相殺は、ある商業中心地で貨幣的な決済を、債権と債務の関係に置き換え、それを即時的に、さらには預金＝貸付という媒介機能によって時間的に振替決済をする操作である。これが両者の第一の相違点である。

ところで、為替資金の調整をする資金振替は、特定の商業中心地（甲）で発生した余剰資金を別の商業中心地（乙）の貨幣的債権に振り替え、甲地で発生した余剰債権と不足債権を振り替え、資金を調整する操作であった。これは、預金銀行が預金を受け入れ、資金が不足する商人に貸し付けるという操作と類似している。だが、為替契約による為替資金の調整と預金銀行による預金＝貸付とは、その性格が根本的に異なっていた。前者は直接的な資金調整、すなわち自己資金の過不足を空間的に調整する操作であり、後者は資金的な過不足をかかえている商人に第三者、すなわち預金銀行（振替銀行家）として仲介する金融媒介操作である。現代風にいえば、そこには直接金融と間接金融ほどの違いがある。

14-15世紀に、この二つの銀行業務は、一方はマーチャント・バンカーの本支店ネットワークを基盤とした国際為替システムとして、他方はイタリア諸都市のジロ（giro）銀行システムとして、相互に補完をしつつ、それぞれが自立した発展をとげていくことになった。